

「あなたの力が必要です」

福祉のお仕事ははじめませんか？



作者：渡邊 蓮 atelierQUOKKA / 題名：「森の長の眼差し」

社会福祉 ACCESS GUIDE

アクセスガイド

福祉人材無料職業紹介所
静岡県社会福祉人材センター
社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

はじめに

2040年には、現役人口が急速に減少する一方で高齢者数がピークを迎え、介護人材が全国的に約57万人、静岡県でも1万人以上不足すると推計されています。

このような中、利用者の状況に合わせたきめ細かな対応が求められる福祉・介護の仕事は、人に寄り添い、「AIが普及してもなくなる仕事」であり、また、人の役に立てる喜びや幸せを日々実感できる「やりがいや魅力あふれる尊い仕事」です。

この「社会福祉アクセスガイド」は、施設・事業所の種類と役割、福祉に関連する資格やその取得方法などを分かりやすく説明したガイドブックです。

このアクセスガイドを一読の上、福祉・介護の門を叩いていただくことを、職員一同、期待しています。



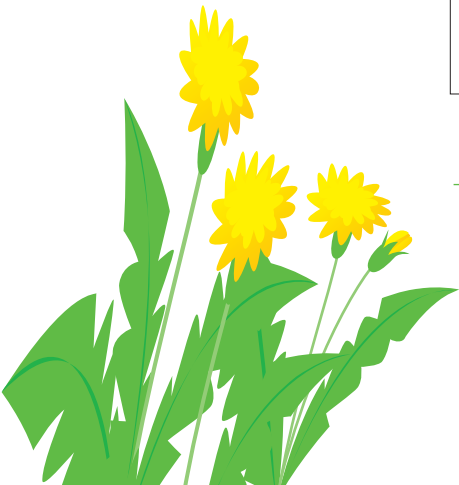
福祉・介護の仕事に興味があっても、一步を踏み出すのは勇気のいることですが、静岡県社会福祉人材センターは、「“あなた”のになりたい」をしっかりと応援します。

「“あなた”の力が必要です」

福祉・介護のお仕事
はじめませんか？

令和7年4月

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
静岡県社会福祉人材センター



社会福祉アクセスガイド

目次

福祉の仕事について	1
福祉なんでもQ & A	2

福祉の職場

高齢者福祉の職場	6
養護老人ホーム	7
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	7
軽費老人ホーム	8
有料老人ホーム	8
サービス付き高齢者向け住宅	9
認知症高齢者グループホーム	9
老人デイサービスセンター・老人デイサービス事業所	9
小規模多機能型居宅介護事業所	10
介護老人保健施設	10
ホームヘルプサービス	11
地域包括支援センター	11

児童福祉の職場

保育所	13
幼保連携型認定こども園	13
乳児院	14
児童養護施設	14
放課後児童クラブ	15
児童館	15
児童発達支援センター・児童発達支援事業所	16
福祉型障害児入所施設	16
医療型障害児入所施設	16
放課後等デイサービス	17
母子生活支援施設	17
児童自立支援施設	18
児童心理治療施設	18

障がい者福祉の職場

障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設	20
訪問系事業所	20
生活介護事業所	20
短期入所事業所	20
グループホーム	20
自立生活援助事業所	20
自立訓練事業所	20
就労移行支援事業所	20
就労継続支援事業所	20
就労定着支援事業所	20
障害者支援施設	20

保護施設の職場 救護施設	21
地域福祉の職場 社会福祉協議会	22

社会福祉関係の資格と取得方法

社会福祉士	23
介護福祉士	27
実務者研修	32
ホームヘルパー	33
サービス提供責任者・サービス管理責任者 ・児童発達支援管理責任者	35
介護支援専門員	36
保育士	37
精神保健福祉士	41
看護師・准看護師	42
理学療法士	45
作業療法士	46
言語聴覚士	47
歯科衛生士	48
視能訓練士	48
義肢装具士	49
臨床心理士	49
管理栄養士・栄養士	50
公認心理師	51
医療ソーシャルワーカー	52
社会福祉主事任用資格	53
児童指導員任用資格	54
手話通訳士	55

参考資料

① 働く人の法律基礎知識	56
② 関連機関一覧	58

静岡県社会福祉人材センターのご案内

福祉人材無料職業紹介事業

① 就職相談

仕事の内容や資格、勤務条件など、福祉の職場への就職について、いつでも相談に応じています。

② 職業紹介

福祉の仕事希望される方や、福祉人材を求めている社会福祉事業者などの相談に応じ、求職者を社会福祉施設などへ紹介します。

③ 就職あっせん

就職を希望される方には、希望される勤務条件にあった職場をあっせんします。

④ 求人情報の提供

社会福祉人材センターに求職登録された方には、求人情報を随時提供します。求人情報の閲覧は、社会福祉人材センター窓口のほかインターネットのホームページ「福祉のお仕事」でも見ることができます。

⑤ 社会保険労務士による無料専門相談

職場のトラブルでお悩みの方、人材の職場定着を目指し人事・労務管理に悩む事業所の方の相談に応じています。

⑥ 福祉人材無料職業紹介取扱事業の範囲

福祉に関する全ての職種を対象としています。

- (6) 行政が設置する相談所：社会福祉法に規定する福祉事務所、児童福祉法に規定する児童相談所、身体障害者福祉法に規定する更生相談所、知的障害者福祉法に規定する知的障害者更生相談所、精神保健福祉法に規定する精神保健福祉センター
- (7) 社会福祉分野の国家資格を持つ専門職（社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、保育士等）の場合は、上記以外の社会福祉を目的としない事業を行う事業所を含む
- (8) 生活困窮者自立支援法における就労支援相談者

主な対象職種

- 介護職員・介護補助
- ホームヘルパー
- 支援・指導員
- 相談員
- 介護支援専門員
- セラピスト
(理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等)
- 看護職員(看護師・保健師等)
- 保育士・保育補助
- 歯科衛生士
- 管理栄養士・栄養士
- 調理師・調理員
- 社会福祉協議会職員
- 施設長
- 管理者
- 事務職員
- 運転手 等

次の事業所に従事する職業

- (1) 社会福祉法第2条に規定する社会福祉事業を実施する事業所(ただし、事業実施者が社会福祉法人の場合は公益事業も含む)
- (2) 介護保険法に規定する介護保険事業所
- (3) 障害者総合支援法に規定する事業を行う事業所
- (4) その他、高齢者や障害者、児童等に関する法律に基づく施設、事務所等
- (5) 地方自治体の条例または補助に基づく福祉関係事業を行う事業所

摘 要

社会福祉人材センターが就職あっせんできる「求職者」は、「社会人」と「卒業年次の学生(専門学校以上が対象)」です。ただし、通信教育、夜間部の学生に限り、在学中の方にも仕事の紹介・あっせんが可能です。

福祉の仕事について

福祉の仕事には「公的な福祉サービス」とそれ以外の領域があります。

「公的な福祉サービス」とは、福祉や介護のための法令等(社会福祉法、介護保険法等)によって、サービス提供組織や仕組み、従事者要件等の定めがあり、税金や保険料によって支えられているサービスをさします。

※『「公的な福祉サービス」以外』とは、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、福祉機器販売、認可外保育所、食事サービスや外出支援サービスなどの事業所です。

「公的な福祉サービス」の分野、職種・資格の全体像

対人サービスは4つの対象・分野、6系統の仕事・職種

●対人サービスは次の4つの対象・分野に分かれます。

- 高齢者 ○障がい児・者（身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者）
- 児童 ○その他生活困窮者等（低所得者、母子家庭、婦人保護その他）

●大きく次の6系統の仕事・職種に分かれます。

- 介護（ケアワーク）……………高齢者、障がい者 ○保育……………児童
- 相談・援助・調整……………ほぼ全ての分野 ○看護やリハビリテーションなど保健・医療……………ほぼ全ての分野
- 栄養・調理……………ほぼ全ての分野 ○運営・管理……………ほぼ全ての分野

県・市町や社会福祉協議会は地域社会を対象

県・市町の相談所や社会福祉協議会は、地域社会においてサービス提供機関や団体との調整、新しい人材の開拓など、個人への相談援助活動から各種事業等の企画・開発までの幅広い仕事を行います。

対象・分野と職種・資格の全体像

★職種・資格	★ 対 象 ・ 分 野					
	対人サービス				行政の相談所	社会福祉協議会
	高齢者	障がい児・者	児童	その他		
介護系 保育系	介護職員・介護補助 介護福祉士		保育士	保育補助		
	ホームヘルパー	障がい者ホームヘルパー				
			児童指導員			
相談・援助・ 調整系	生活相談員 生活支援員				福祉司、 指導主事	
	社会福祉主事					
	社会福祉士					
	介護支援専門員					
	精神保健福祉士					
	公認心理師					
保健・医療系	看護師、保健師				保健師	
	理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、 視能訓練士、義肢装具士					
栄養・調理系	栄養士					
	調理員					
運営・管理系	施設長					
	事務職員等					

は資格要件のある職種

は資格要件のない職種

福祉なんでも



Q

福祉の仕事にはどのようなものがありますか？

また、私に合っているかどうか自信が持てないのですが、どうしたらよいのでしょうか…？

A

福祉の仕事には子どもから高齢者、そして何らかの障がいがある人などのさまざまな方を対象とした職場があり、その職場にも、相談・援助、介護、リハビリテーションなどのさまざまな職種があります。

自分にどんな仕事に向いているのかは、実際にその仕事に就いてみないとはっきりわからないかもしれません。

また、仕事をしていてもなかなか自信が持てないこと、やりたい仕事＝向いている仕事とは、完全に一致しないこともあります。しかし「～をやりたい」「～が好き」という気持ちや何らかの動機は、仕事を続けていく上で重要な要素となります。やりたいと思っている仕事はどんどんチャレンジしてみてください。それが本当に自分に向いているかどうかを確認する一つの方法でしょう。

まずは、実際に福祉の現場で働いている人や地元の社会福祉協議会から話を聞いてみたり、施設等でボランティアや職場体験をすることで、現場を知るところから始めてみてはいかがでしょうか。

P1 ▶▶ スキップ

Q

将来、福祉関係の道へ進みたいと思っています。

福祉系の学校選びのポイントについて教えてください。

A

福祉系の学校への進学を考えるに当たっては、自分が目指す分野や職種をはっきりとさせることが大切です。それぞれの職場・職種に求められる専門性や資格を得られる学部、学科等が設置されている学校選びがポイントになってきます。

なお、資格がなくても就職できる職種もありますが、高校生の方々には、専門性をできるだけ高める道を選んでいかれることをお勧めします。専門性が高いことを示す重要な指標は「資格」ですので、資格取得を常に意識して進学先を考えることが大切です。

※介護福祉士などを養成する学校の学生に対して「静岡県介護福祉士修学資金貸付制度」があります。(P30参照)

P30 ▶▶ スキップ

Q

福祉の仕事に年齢制限はありますか？

A

年齢については、他の業種と同じ様に定年を設けている法人が殆どです。
定年まで勤務可能な年齢でしたら、応募が可能です。
定年後は再雇用制度や勤務延長制度により、引き続き働く事が可能な法人もあります。
年齢の上限無く勤務可能な法人もあります。
求人票を見る際には、応募時の年齢要件、定年・再雇用制度・勤務延長制度をご確認ください。

Q

福祉関係の資格がなく経験ありませんが、福祉職場の募集はありますか？

A

はい、あります。
無資格・未経験の人材を採用し、採用後に自法人で育成し、戦力化している法人が多くあります。採用者も、法人の理念や考え方などについて、経験者よりも浸透を図りやすいというメリットがあります。
社会福祉人材センターで取扱のある求人においても、資格・経験不問の正職員募集の求人票が多くあり、有資格者や経験者の採用が困難であるという現状もありますが、無資格・未経験の人材への関心が高まっています。
「無資格・未経験では難しいのではないかと」思っている方も多いですが、気になる施設があれば、採用担当者へ新人へのサポートについて質問してみてください。

Q

働きながら資格を取りたいのですが、どうすればよいのでしょうか？

A

保育士資格は夜間の短大・専門学校や大学・短大の通信教育でも取得できます。その他の福祉関係の学校は、夜間・通信の場合でも、ほとんど施設現場での実習(昼間)があります。(社会福祉士取得の場合、福祉施設の指導員職や相談業務等に携わった経験がある方は、実習が免除されます。) また、通信教育の場合はスクーリング(面接授業)がありますので、働きながら資格取得を目指す場合は、実習やスクーリングの際に職場を休むことになりますので、職場の理解が必要です。資格取得を最優先に考える場合は、当面の就職活動については、正規職員にこだわらない方が良いでしょう。

社会福祉人材センターでは、資格取得の希望など個々の状況に応じたご相談に応じておりますのでご利用ください。

P23 ▶▶ スキップ

P37 ▶▶ スキップ

Q

生活環境の変化(結婚・出産・育児・介護等)により、キャリアが途切れてしまいそうで不安です。辞めずに同じ職場で働き続けることは可能ですか？

A

可能です。福祉施設の運営法人は、産前産後・育児・介護休業や時短勤務等を取得できる様、法令に基づいた就業規則を整え運用しています。

施設によっては、夜勤なしの正規職員制度の導入や、子育て期間中は日勤のみのパート、子育て終了後は正規職員へと、職員からの申し出・相談により、柔軟に雇用形態の変更に応じている施設も増えてきています。様々なライフステージで、その時の状況に応じた働き方でキャリアを継続していく事が可能です。

また、男性職員の育児休業取得実績のある施設もあります。

万が一職場において不当な扱いを受けてしまったら



社会保険労務士相談

Q

施設職員募集の方法は？

A

施設・事業所では、募集を決めるとできるだけ早く採用するため、いろいろな方法で募集情報を周知します。社会福祉人材センターの他、ハローワーク、新聞広告、一般の求人情報誌を中心に求人掲載します。行政(公立の社会福祉施設、行政の相談所)は、自治体の広報紙、ホームページ等で募集するので希望地域の求人を各自チェックしましょう。

新卒者向けの求人は、大学・短大・専門学校等の養成機関にも、募集要項が送付されます。

また、実習生やボランティアからの採用も少なくありません。採用試験だけでは判断できない資質や適性を実習やボランティア活動を通じて知ることができるからです。実習やボランティア活動は、仕事内容ややりがいを体験できるだけでなく、すでに選考が始まっていることを意識して積極的に取り組むことが大切です。

Q

雇用形態について、正職員と常勤(非正規職員)と非常勤・パートの違いは？

A

雇用形態には正規職員と非正規職員があり、仕事内容、勤務時間、給与、休日等雇用条件が異なります。

契約の期間の定めがない(無期雇用※・定年を除く)職員を正規職員、1年間等何らかの期間の定めがある(有期雇用)職員を非正規職員と言います。非正規職員の中には、正規職員と同じくフルタイムで働く常勤(嘱託、契約、臨時等)と、正規職員より短い時間働くパートタイム職員(非常勤、パート、アルバイト等)があります。

希望する施設・事業所の正規職員の募集がない場合、別の施設・事業所を探す前に、フルタイムの非正規職員採用がないか確認してみましょう。非正規職員として施設での業務経験を積みながら正規職員の採用を待つという選択肢もあります。

※無期雇用労働者が全て正規職員ではありません。

無期雇用：正社員、短時間正職員、非正規職員など労働契約に雇用期間の定めなし（定年を除く）。

有期雇用：契約職員、パート、アルバイトに多く、労働契約に雇用期間が定められている。

1回当たりの契約期間の上限は一定の場合を除き3年。

契約期間が1年の場合は5回目の更新後の1年間に、3年間の場合は1回目の更新後の3年間に無期雇用の申込権が発生します。

※有期雇用労働者が使用者に対して無期雇用の申込みをした場合、無期労働契約が成立します（使用者は断ることができません）。

※無期転換後の雇用区分については、どのような雇用区分になるのかは会社によって異なります。

※ 詳しくは厚生労働省のHPでご確認ください。

厚生省 雇用

検索



福祉の職場の勤務形態について、夜勤と宿直の違いは？



福祉の職場の中でも入所施設など24時間365日のサービス提供を行う場合、必ずしも1日8時間勤務や固定の休日では運営できません。夜勤・宿直や早出・遅出などの交代制勤務、土日出勤の職場が多くあります。休日は福祉の職場に限らずどのような仕事でも、週に少なくとも1日、または4週間で4日以上と定められています。

※夜勤と宿直の違い

夜勤：夜間も含め常時介護や養護が必要な利用者の入所施設で採用されている勤務形態です。夕方から翌朝まで勤務します。多少の仮眠を取ることはできますが、通常通りの勤務です。

宿直：夜勤を採用している施設に比べ夜間の介護や養護の必要性が低い施設で採用されています。通常の日中勤務終了後に引き続き、施設内の宿直室で朝まで待機します。夜間は、簡易な業務や対応が必要な事態が生じた時のみの業務に限られ、睡眠をとることができます。



社会福祉士と介護福祉士の違いは？



社会福祉士と介護福祉士は、いずれも国家資格であり、社会福祉の現場における代表的な資格です。「社会福祉士」は、身体や精神の障がい、あるいは環境上の理由などにより、日常生活を営むことに支障がある方の福祉に関する相談、福祉サービス関係者との連携・調整その他の援助を行う専門職です。

また、「介護福祉士」は、認知症や身体障がいなどにより日常生活を営むことに支障がある方の心身の状況に応じた介護を行い、また、その方やその介護者に対して介護に関する指導を行う専門職です。

幅広い知識と技術が必要となる「社会福祉士」の養成は主に四年制大学で行い、「介護福祉士」の養成は、短期大学、専門学校で多く行っています。

P23 ▶▶ スキップ

P27 ▶▶ スキップ

福祉の職場

高齢者福祉の職場

人口の高齢化が進み、介護を必要とする高齢者が増加するなかで、身体介護やリハビリテーション、生活援助などの様々なサービスや支援を提供し、高齢者の自立と尊厳を支えるのが高齢者福祉に関わる仕事です。

こんな施設があります

高齢者福祉施設には、健康な高齢者がよりいっそう人生を充実したものにするための施設から、生活の介護が必要になった高齢者のための施設まで10種類以上あります。

心身又は経済上の理由で居宅での生活が困難な高齢者のための養護老人ホーム、認知症や寝たきりで常に介護が必要な高齢者を対象とした特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）や、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービス事業（通所介護事業所：デイサービスセンター）、老人短期入所事業（ショートステイ）、介護老人保健施設、老人居宅生活支援事業には老人居宅介護等事業（指定訪問介護事業所：ホームヘルプサービス）などがあり、それぞれの施設が利用者の用途に合わせて、更に細かく分かれています。



養護老人ホーム

◇どんな施設？

養護老人ホームとは、基本的に環境上の理由及び経済的理由により、居宅で生活することが困難な高齢者を対象とした施設です。具体的な入所対象は次のとおりです。

原則として65歳以上の人で、①、②のうちそれぞれひとつを満たす人

- ① 高齢者のいる世帯が生活保護を受けているとき、世帯の生計中心者が区市町村民税の所得割を課税されていないとき、また災害などのために、その世帯の収入が激減し生活に困窮しているとき、といった経済的問題がある場合
- ② 家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では、在宅で生活することが困難な場合

◇どんな仕事をしているのか

平成17年度まで、養護老人ホームは原則として要支援・要介護以外の人が入所する施設でした。しかし、制度改正により、平成18年度から要介護度に関わらず入所することができるようになりました。

また、入所者の介護ニーズには、訪問介護や通所介護等、外部の介護保険事業者のサービスを入所者個人が契約して利用することで対応します。

入所者に必要なサービスについては、生活相談員が中心になって検討を加えます。

入所者の家事援助と余暇活動、問題行動対応、金銭管理、外出支援及び夜間の支援については、支援員が対応します。

養護老人ホームは、原則として入所者の在宅復帰を目指してソーシャルワークを行いますので、退所後の地域での生活を念頭においてケアを行っていく必要があります。

また、養護老人ホームが介護保険制度における「特定施設入居者生活介護」の指定を取得することができるようになりました。指定の取得については任意ですが、介護報酬を得られるようになること、入所者のケアマネジメントを施設が包括してできるようになる等のメリットがあります。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長、支援員、生活相談員、看護職員、医師、栄養士、調理員、事務員が働いています。

特別養護老人ホーム

(介護老人福祉施設)

◇どんな施設？

特別養護老人ホームは、原則として要介護3～5に該当する65歳以上の高齢者（特定疾病により要介護の状態になった40歳以上の者を含む）を対象とし、入所者の介護や、日常生活に必要なサービスの提供を行う施設です。

なお、やむをえない事由がある場合は、要介護1又は2の方についても特例的に入所が認められることがあります。

◇どんな仕事をしているのか

特別養護老人ホームに入所している人は、基本的に自分の力だけで日常生活を送るのが難しい人たちです。したがって仕事は自然に介護中心のものになります。

介護職員の場合は、基本的な入浴、排せつ、食事の手助けに始まり、行事の計画から実行、入所者の心の支えとなり、いろいろな相談にのったり、と仕事の内容は多岐にわたっています。

生活相談員の場合も完全に独立して、一つの仕事に携わっているのではなく、介護職員と連携しながら仕事を進めることになります。特にレクリエーションの計画と実行、入所者へのアドバイス等は介護職員や入所者ととともに進められるものです。そのうえで生活相談員には、家族や公的機関との橋渡し役としての仕事があります。入退所の手続き、区や市町村といった地域との調整、病院等の関係機関との連絡調整などが重要な仕事となります。

更に理学療法士、作業療法士等の資格を有する機能訓練指導員が配属されており、体の不自由な高齢者に対して、機能訓練を行います。理学療法士、作業療法士等は特別養護老人ホームに限らず高齢者福祉施設では、介護職員、生活相談員とならんで欠くことのできない職種です。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、看護職員、栄養士、調理員、事務員などが働いています。介護職員は職員数において、最も多くを占めています。

軽費老人ホーム (ケアハウス)

◇どんな施設？

軽費老人ホームとはその名のとおり、安い料金で入居できる施設です。

利用の対象となる人は、身体機能低下があり、独立して生活するには不安が認められ、更に家族による援助を受けるのが困難な60歳以上の人（夫婦等で入居する場合はどちらかが60歳以上）とされています。

居住性を重視したマンションのような施設で、食事、入浴、生活相談、緊急時の対応などを施設が行うこととされており、介護サービスが必要な場合には、ホームヘルプサービス等の外部の介護保険事業者のサービスを受けることができます。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設においては、入居者の介護サービスを施設が包括して行っています。

◇どんな人が働いているのか

他の高齢者福祉施設と同様に、施設長、介護職員、生活相談員、看護職員、栄養士、調理員などが働いています。

有料老人ホーム

◇どんな施設？

有料老人ホームは、高齢者に居住と食事等のサービスを合わせて提供する施設です。高齢者の暮らしに配慮した居住スペース（専用の居室と食堂や浴室等の共用施設）を持ち、入浴、排せつ又は食事の介助、食事の提供、洗濯・掃除等の家事、健康管理のサービス等を提供します。有料老人ホームの類型は次のとおりです。

- ・介護付…介護が必要になった場合でも、ホームが提供する介護サービス（介護保険）を利用しながら生活続けることができます。
- ・住宅型…介護が必要になった場合、外部の訪問介護等のサービスを利用しながら生活続けることができます。
- ・健康型…介護が必要になった場合には、契約を解除し退居しなければなりません。

それぞれのライフスタイルにあった施設を選ぶことができます。

◇どんな人が働いているのか

提供するサービスの種類によって異なりますが、主な職員構成は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、機能訓練指導員、栄養士、調理員などが働いています。

サービス付き高齢者向け住宅

◇どんな施設？

サービス付き高齢者向け住宅は、一般的な賃貸住宅に近い自主的な生活を送ることができる住宅で、「状況把握サービス」及び「生活相談サービス」は必ず提供され、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスなどを提供している施設もあります。「状況把握サービス」は、定期的な入居者の安否の確認や緊急時の病院への連絡などです。「生活相談サービス」は、日常生活を送る上での相談や心身の状況に応じた、医療・介護サービスを受けるための支援などです。

また、その他高齢者が日常生活を営むために必要な福祉サービスは、食事、介護（入浴、排せつの介助など）、生活支援（買い物代行、病院への送り迎えなど）などです。

◇どんな人が働いているのか

他の高齢者福祉施設と同様に、施設長、介護職員、生活相談員、看護職員、栄養士、調理員などが働いています。

認知症高齢者グループホーム

（認知症対応型共同生活介護）

◇どんな施設？

比較的安定状態にある認知症の高齢者5～9名を対象に家庭的な環境の中で日常生活の援助を受けながら食事の支度、掃除、洗濯等を利用者が共同で行う場です。

居室は個室、居間や食堂などの共有スペースがあることが要件となっています。24時間体制の対応が必要なため、介護職員は1日3～4交代制となっています。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、介護職員、介護支援専門員などが働いています。

老人デイサービスセンター 老人デイサービス事業所

（通所介護）

◇どんな施設？

デイサービスセンターとは在宅の要介護の高齢者のための施設です。心身の虚弱化によって家に引きこもりがちになっている高齢者に趣味や仲間づくり、健康増進に役立つサービスを提供します。

一人暮らしや高齢者世帯、認知症の高齢者などを昼間施設で預かり、さまざまなレクリエーションや食事、入浴の介護など、日常生活の支援を行います。

◇どんな仕事をしているのか

サービスの内容は、施設ごとにより違いがありますが、主な施設内での仕事を具体的に挙げると次のようになります。

① デイサービス（通所介護）

入浴・排せつ、食事の介護や機能回復訓練を通じて仲間づくりや健康増進を図ります。

なお、定員18人以下は、地域密着型通所介護といわれています。

② 認知症対応型通所介護

認知症の症状がある高齢者を、家族に代わって昼間預かって介護し、本人の快適な生活と家族の身体的・精神的負担を軽くすることを目的としています。

その他にも、高齢者がかかえる問題や家族がかかえる問題についてもアドバイスします。更に、病気や事故などによる後遺症で障害を持つ人に、機能訓練指導員の指導のもと身体の機能訓練を行ったりもします。

勤務については職場が通所であることから、夜勤や宿直があるわけではありませんので、在宅福祉に関心があり、日勤での勤務を希望する方に最適な施設です。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は介護職員、生活相談員、看護職員などで、その他に栄養士、調理員、事務員などが働いています。

小規模多機能型居宅介護事業所

◇どんな施設？

地域密着を中心に考えた地域に根ざした小規模の施設となっています。「通い(デイサービス)」、「訪問(訪問介護)」、「泊まり(ショートステイ)」等のサービスを、その時の実情に応じサービスを組み合わせ利用することが可能となっています。

このため、事業所の利用者の登録数は、29名以下で、1日当たりの「通い」の利用者は、18名以下、「泊まり」の利用者は、9名以下となっています。このサービスを利用しながら、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与などの利用も可能となっています。同じスタッフが対応することで連続性のあるケアを行いながら、利用者が住み慣れた地域で生活できることを目指しています。

◇どんな仕事をしているのか

利用者の状況や環境に応じて、居宅において、あるいは居宅からサービスの拠点に通ったり、短期間宿泊してもらったりして、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活の世話及び機能訓練等を行います。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、介護職員、看護職員、常勤管理者、介護支援専門員等などが働いています。

介護老人保健施設

◇どんな施設？

症状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療、日常生活上の世話を行うことにより、在宅の生活への復帰をめざしてサービスが提供される施設です。

設置主体は、医療法人や社会福祉法人、市町村などです。

◇どんな仕事をしているのか

サービス内容は、在宅復帰のためのリハビリテーション、療養に必要な看護、介護と、日常生活援助などです。

施設では、在宅の生活ができるかどうかを定期的に検討し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行うとともに退所後の主治医やケアマネジャー(介護支援専門員)等との密接な連携に努めます。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、医師、看護職員、介護職員、支援相談員、介護支援専門員、理学療法士、作業療法士、栄養士、薬剤師、調理員、事務員などが働いています。

ホームヘルプサービス

(訪問介護)

◇どんな施設？

日常生活に支障のある要介護の高齢者の家庭を訪問介護員が訪問して、可能な限り住み慣れた家庭で生活できるよう、介護や家事を援助するサービスを提供します。

◇どんな仕事をしているのか

①身体介護

食事、入浴、排せつなどの生活動作ができず介助を必要とする場合

＜サービス内容＞ 食事介助、清拭や入浴介助、起床・就寝の介助、着替え・体位変換、移動などの生活動作の介助、服薬の介助、通院・外出介助など

②生活援助

一人暮らしの人や同居家族が病気などで、自ら家事を行うことが困難な場合

＜サービス内容＞ 清掃、洗濯、ベッドメイク、衣服の整理・補修、一般的な食事の買い物、薬の受け取り、生活等に関する相談・助言など

◇どんな人が働いているのか

訪問介護員などが働いています。

地域包括支援センター

◇どんな施設？

介護相談の最初の窓口となるのが「地域包括支援センター」です。高齢者が可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活できるように、介護サービスをはじめ保健・医療・福祉サービスなどの相談に応じます。

地域包括支援センターは、県内の各市町に1か所以上設置されています。高齢者が多い市では、20か所以上設置している所もあります。1か所ごとの地域を『日常生活圏域』と言います。

各センターには、専門職員として社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員が設置されています。主に、地域内に住む高齢者の「総合相談」「介護予防」「権利擁護」「地域のネットワーク構築や調整」などの業務を行っています。

◇どんな仕事をしているのか

- ・介護や医療など生活の悩みを聞く総合相談
- ・虐待の防止
- ・成年後見制度の紹介や消費者被害などの対応
- ・要支援1・2の高齢者のケアマネジメントなど介護予防
- ・地域ケアマネジャーの支援

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員などです。

福祉の職場

児童福祉の職場

少子化や核家族化が進み、地域の地縁的なつながりも希薄になるなど、子どもを取り囲む社会状況は大きく変化しています。そのようななかで、子どもの健やかな成長と発達を支援していくのが児童福祉に関わる仕事です。また、最近では家族のあり方や、子育てに対する考え方も多様化していることから、子どもだけではなく、母親や家族に対する支援も必要とされるなど、より専門的な支援が求められるようになっていきます。

こんな施設があります

児童福祉施設は全ての児童を、生活面、精神面などあらゆる方向からバックアップするための施設です。

保護者に代わって乳幼児を預かり養育する保育所、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する認定子ども園、保護者がいない等の理由で家庭で養育できなかったり、虐待などにより施設での養育が必要な乳児・児童のための乳児院・児童養護施設、子どもの心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とした児童館、障害のある子どもへの支援施設として児童発達支援施設、障害児入所施設、放課後等デイサービスがあります。また、母子世帯を保護することを目的とする母子生活支援施設、生活指導等を要する児童の保護と指導にあたる児童自立支援施設や児童の心理治療を行う児童心理治療施設などもあります。

その他に、放課後児童クラブ、小規模保育事業所、認可外保育施設(事業所内、院内保育施設を含む)や民間チャイルドビジネス(ベビーシッター)などがあります。

保 育 所

◇どんな施設？

保育所とは、保育が必要な0歳から就学前までの子どもを保育することを目的とした施設です。

保護者が次のいずれかに該当する場合、保育が必要と認められます。

- ①就労している場合
- ②妊娠中か、出産後間もない場合
- ③疾病にかかっていたり、負傷していたり、また身体や精神に異常があって十分な保育ができない場合
- ④同居の親族に介護の必要な人がいて、常時介護をしている場合
- ⑤震災、風水害、火災などの災害の復興にあたっている場合
- ⑥求職活動中の場合
- ⑦就学中の場合
- ⑧虐待やDVの恐れがある場合
- ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である場合
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育所は、乳幼児期という人間形成の基礎を培う重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場です。

したがって、子どもが健康で情緒の安定した生活を送れるように、家庭や地域としっかりと連携し、よい環境づくりをしていかなければなりません。

保育所において、その中心的な役割を果たすのが保育士です。

◇どんな仕事をしているのか

保育所は単に保護者から乳幼児を一定時間預かっていけばよいというものではありません。

養育はもちろん、子どもたちが、生活の基本となる食事、排せつ、衣服の着脱といったことをスムーズに行なえるように支援していかなければなりません。

更に、産休明け保育、0歳児保育、障がい児保育、アレルギー児の保育などでは、細かい配慮や専門的な知識・技能が要求されます。

また、保護者の勤務形態の多様化に応じて、保育時間の延長や休日保育制度などもあり、それに伴い保育士の役割も拡大しています。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長をはじめとして、保育士、調理員、事務員、嘱託医などが働いています。

各保育所ごとに規模の違いがありますが、乳幼児の年齢と人数によって、配置される保育士の人数が決まっています。

幼保連携型認定こども園

◇どんな施設？

幼保連携型認定こども園とは、3～5歳児の幼児教育を担う幼稚園と児童福祉施設である保育所の両方の機能を併せ持つ施設です。

保護者の就労状況等に関わらず、子どもを受け入れて、教育・保育を一体的に実施するほか、すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談や親子の集いの場を提供するなど、地域での子育て支援を担います。

幼保連携型認定こども園で子どもの教育・保育にあたるのは、幼稚園教諭と保育士両方の資格を持つ「保育教諭」です。

なお、認定こども園には、「幼保連携型」以外に、「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」があります。

◇どんな仕事をしているのか

乳幼児期における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な役割を担っています。それには、保育教諭等主導の一方的な教育・保育ではなく、子ども一人一人がその主体性を発揮して活動する環境の整備が必要となります。保育教諭等は、子どもそれぞれの発達に合わせた活動を提供するため常に工夫していく必要があります。

また、地域の子育て世帯からの子育てに関する相談等を受けるなど、地域の子育て支援の担い手としての役割も求められます。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、園長をはじめとして、副園長、教頭、保育教諭、調理員、事務員等が働いています。

乳 児 院

◇どんな施設？

乳児院とは、さまざまな事情があって、家庭で養育できない乳児を預かって養育する施設です。

入所の対象となるのは、原則として乳児（1歳未満）ですが、処遇上必要なときは幼児も可能とされています。

例えば、母親の疾病・入院・療養や家族の入院の付添い、父母の死亡、別居、離婚、家出など、その他未婚の母の子ども、置き去りなど、その家庭環境は子どもたち一人ひとりによって、様々なものがあります。

◇どんな仕事をしているのか

乳児は、職員の保育なしには生活することはできません。したがって、施設内で常に24時間体制で子どもの生活を支えることになります。

主な仕事は、精神発達の観察、指導、授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴、健康管理などです。

入所した乳児は、短い場合は数日間預かるだけですが、長い場合は1年以上施設で生活することもあります。

乳児は、病気に対する抵抗力も弱いので、医療スタッフも養育をする職員として中心的な役割を果たします。

食事については、ミルクを飲む時期が過ぎれば、離乳食、幼児食が必要ですから、栄養士、調理員によって、食事の管理が行われます。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は保育士、看護師などで、その他に栄養士、調理員、事務員などが働いています。

児童養護施設

◇どんな施設？

児童養護施設とは、保護者のいない児童や虐待を受けている児童など、家庭環境上の問題をかかえた児童を養護し、その自立を支援するための施設です。

入所の対象となるのは原則として1歳から18歳未満の子どもです。

一般的に、児童養護施設というと、親のいない子どもを親に代わって育てる施設という昔からのイメージがありますが、現在は入所の理由も多岐にわたっています。

例えば、虐待を受けている児童、親に養育能力が無い、などといった様々なケースがあります。

◇どんな仕事をしているのか

児童指導員と保育士は、児童の日常生活全般にわたって手助けと指導を行います。

具体的には、食事、入浴、掃除など基本的な生活についての指導から、学校生活や友だち付き合いの相談まで、およそ子どもの生活に関わる一切のことがらが仕事となるのです。

更に、重要な仕事の一つに学習指導があります。学校の教師との連携を密にし、時には地域のボランティアなどの協力を得ながら、進めていくことになります。

また、児童相手の直接的な仕事だけではなく、地域との交流活動や、児童相談所など公的機関との調整や連携、そして子どもの親との面接や家庭に戻るための援助など、更には、レクリエーションの企画、実行と、仕事の内容は多岐にわたっています。

児童養護施設で行うこれらの仕事に加え、県で実施している里親制度を進める活動も、児童養護施設の一部門が担うこともあります。里親とは、いろいろな事情で親と一緒に暮らせないような家庭環境を持つ子どもたちを、子どもを育てたいという一般家庭で養育してもらう制度です。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長、児童指導員、保育士、その他に栄養士、調理員、事務員、そして施設によっては、心理療法担当職員など専門職員を置いている所もあります。児童養護施設の中で、常時子どもと向き合って養育にあたるのは、児童指導員と保育士です。

放課後児童クラブ

◇どんな施設？

放課後児童クラブとは、共働き家庭やひとり親家庭など昼間保護者が家庭にいない子どもたちが、放課後や週末、春・夏・冬休み等の学校休業日に家庭に代わる生活の拠点として、遊びを中心とした活動を行い、心身共に健全に育つことを支援する施設です。

専任の支援員等が、保護者に代わって子どもの存在を把握し、安全に過ごすことができる場を提供するものです。そのため、利用に当たっては、あらかじめ申請手続きが必要で、一定の保護者負担もあります。

クラブの運営方式は、公立公営・公立民営・民立民営の3つの形態に大別され、県内のクラブは公立民営が最も多く、続いて公立公営、民立民営の順となっています。

実施場所は、学校の余裕教室、学校敷地内専用施設、公民館等の公的施設、児童館、民家・アパート等さまざまですが、学校余裕教室等学校敷地内への設置が多くなっています。

◇どんな仕事をしているのか

支援員は、保護者に代わって子どもたちの生活づくりをサポートするため、次のような役割を果たしていくことが必要です。

- ①子どもの心身両面での健康管理、安全確保
- ②集団での安定した生活の維持
- ③遊びを通じた子どもの自主性、社会性、創造性の育成
- ④一人ひとりの子どもに対する必要に応じた生活援助
- ⑤家庭との緊密な連携
- ⑥学校、児童福祉機関等関係機関との緊密な連携

◇どんな人が働いているのか

放課後児童クラブで、遊びと生活を主な活動として子どもたちの健全な育成を図る人を「放課後児童支援員等」と呼びます。そのうち放課後児童支援員は、基本的な生活習慣の習得の援助、自立に向けた支援、家庭と連携した生活支援等に必要な知識、技能を習得し、県が行う研修を修了した人です。

児童館

◇どんな施設？

児童館とは、0歳児から18歳未満の子どもたちを対象に健全な遊び等を提供し、心身の健やかな成長を支援する施設です。児童館の規模や施設の内容は各児童館によって違いがありますが、一般的に、遊戯室、図書室、集会室、会議室、事務室等があり、玩具を使った遊びから読書や創作活動まで幅広い活動ができるようになっています。

また、児童館の中には、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業の実施等、より多くの機能を併せ持っている所もあります。

児童館は、規模により「小型児童館」、「児童センター」及び「大型児童館」に分けられます。

「小型児童館」は、主に地域において遊びをととして子どもたちの居場所作りや自主性・創造性を育む支援、「母親クラブ」や「子ども会」等地域活動団体の育成支援、子育て家庭への情報提供等を行います。

「児童センター」は、「小型児童館」が行う支援に加え、子どもたちが体を動かす楽しさを体験する機会の提供等を行います。

「大型児童館」は、広域の子どもたちを対象としており、さまざまな規模の遊戯施設を完備し、遊びや健全育成の情報発信及び各児童館を統括する役割を担っています。

◇どんな仕事をしているのか

「児童の遊びを指導する者（児童厚生員）」の主な仕事は、子どもたちの自由遊びの促進、工作・音楽・季節の行事等の体験活動機会の提供のほか、地域活動団体の育成支援、児童健全育成や子育て支援に関係した情報を発信するなど、地域の子育て支援・健全育成の拠点施設としてさまざまな仕事があります。また、地域ぐるみで子どもの育ちを応援するため、保護者や学校、関係機関等との連携を強化することが求められます。

◇どんな人が働いているのか

児童館等の児童厚生施設で、子どもたちの健全育成に従事する人を「児童の遊びを指導する者」と呼びます。

児童発達支援センター 児童発達支援事業所

◇どんな施設？

児童発達支援センター及び児童発達支援事業所とは、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等を行う施設です。

児童発達支援センターについては、施設に通う障害のある子どもの支援に加え、施設に通っていない障害のある子どもやその両親へのアドバイス、その子どもが通う保育所等へ定期的に出向き、支援の助言等を行うなど、施設に通っていない子どもたちのケアも担う施設になります。

利用にあたっては、市役所・町役場にサービス利用の申請が必要で、保護者の所得に応じた利用料金がかります。

◇どんな仕事をしているのか

障害のある子ども一人ひとりの特性にあわせた支援計画に沿って、日常生活を送るうえで困らないよう動作、知識技能を身につけるための支援や、集団生活の適応訓練を行います。

◇どんな人が働いているのか

<児童発達支援センター>

施設管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、栄養士などが働いています。

<児童発達支援事業所>

施設管理者、児童発達支援管理責任者、支援員が働いています。支援員は、児童指導員又は保育士である必要があります。

福祉型障害児入所施設

◇どんな施設？

福祉型障害児入所施設とは、障害のある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設です。入所の対象となるのは原則として18歳未満の身体障害児、知的障害児又は精神障害児（発達障害児を含む）です。

◇どんな仕事をしているのか

障害のある子どもに対して次のような支援を行います。

- ①食事、排せつ、入浴等の介護
- ②日常生活上の相談支援、助言
- ③身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練
- ④レクリエーション活動等の社会参加活動支援 等

◇どんな人が働いているのか

施設長、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士などが働いています。

医療型障害児入所施設

◇どんな施設？

医療型障害児入所施設とは、医療が必要な障害のある子どもを入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与及び治療を行う施設です。入所の対象となるのは原則として18歳未満の知的障害児（自閉症児）、肢体不自由児、重症心身障害児です。

◇どんな仕事をしているのか

障害のある子どもに対して次のような支援を行います。

- ①疾病の治療、看護
- ②医学的管理の下における食事、排せつ、入浴等の介護
- ③日常生活上の相談支援、助言
- ④身体能力、日常生活能力の維持・向上のための訓練
- ⑤レクリエーション活動等の社会参加活動支援 等

◇どんな人が働いているのか

施設長（医師）、看護師、児童発達支援管理責任者、児童指導員及び保育士、理学療法士又は作業療法士などが働いています。

放課後等デイサービス

◇どんな施設？

放課後等デイサービスとは、6歳～18歳までの学校に通っている障害のある子どもを対象に、放課後や夏休みなどの長期休暇の時に、生活能力の向上のために必要な訓練や社会との交流促進を行う施設です。

利用にあたっては、市役所・町役場にサービス利用の申請が必要で、保護者の所得に応じた利用料金がかかります。

◇どんな仕事をしているのか

障害のある子ども一人ひとりの特性にあわせた支援計画に沿って、次のような活動を組み合わせて支援を行います。

- ①自立支援と日常生活の充実のための活動
- ②創作活動
- ③地域交流の機会の提供
- ④余暇の提供

◇どんな人が働いているのか

施設管理者、児童発達支援管理責任者、支援員が働いています。支援員は、児童指導員又は保育士である必要があります。

母子生活支援施設

◇どんな施設？

母子生活支援施設とは、入所時に18歳未満の子どもを養育している母親で配偶者がいない、又はこれに準するような状況にあって、生活上の問題により子どもの養育が十分できない場合に、子どもと一緒に利用する施設です。

母親と子どもの状況に応じて、就労、家庭生活及び子どもの教育に関する相談等、自立に向けての生活支援を行っています。

入所の理由は多岐にわたっています。多いものをあげると、夫の暴力から逃げてきた世帯、離婚直後で生活の基盤を失ってしまった世帯、未婚で出産し就労できない世帯、又は夫が行方不明になってしまった世帯などがあります。

入所理由からも分かるように、入所に至るまでに、子どもともに精神的かつ経済的な問題を重複してかかっている場合が少なくありません。したがって、十分な養育が行き届かず、子どもの健康状態が悪化していたり、母親も精神的に疲れてしまっている場合があります。

施設では、こういった母子を保護し精神的なケアや生活支援が行われます。

◇どんな仕事をしているのか

それぞれの職員の主な役割は、次の通りです。

母子支援員は、就労、育児、健康、将来の生活設計など家族の中のあらゆる問題について、相談、援助を行います。

少年指導員は、学童の心身の健全な育成を目指して、学習や遊び、それに日常生活の指導、援助を行います。

保育士は、施設内の乳児や幼児の保育を中心に、病児保育や延長保育といった外部から子どもを受け入れる補助的な保育も行います。

母子生活支援施設は、児童福祉法に基づき、原則として児童が18歳になると退所しなければなりません。したがって、それまでに母子ともにしっかりと自立できるように、職員のできる限りの協力と援助が必要になるわけです。とくに母子家庭では子どもの進路が重要な問題となっています。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長、母子支援員、少年指導員、保育士、調理員などです。

基本的な役割はわかれています。職員が互いの役割を理解し協力しあっていくことが必要とされます。

児童自立支援施設

◇どんな施設？

児童自立支援施設とは、不良行為を行ったり、又はそのおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童の保護と指導にあたり、自立を支援する児童福祉施設です。

◇どんな仕事をしているのか

家庭的な小集団の中で情緒の安定を図る一方、生活や学習への積極性を育み職業生活への関心を高めることにより、児童の社会的な自立を助長することに目的があります。

児童自立支援専門員と児童生活支援員は、児童の不良性の除去と社会への適応を目的とした、生活指導や学習指導、職業指導を行います。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、児童の指導を行う児童自立支援専門員、児童生活支援員（保育士に準じている）などで、その他に栄養士、調理員、職業・作業指導員、事務員などが働いています。

児童心理治療施設

◇どんな施設？

児童心理治療施設とは、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間、入所させ、社会生活に適應するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行うことを目的とする施設です。

◇どんな仕事をしているのか

児童心理治療施設における治療・支援は、家族の中で暮らしていても状態が悪くならず悪化する可能性が高い子どもたちを家族から離し、施設での共同生活をとおして、心を癒す体験を積み上げながら、健全な社会生活を営むことができるようになることを目指して行います。家族に対しても、子どもの家庭の状況に応じ、家族関係の緊張を緩和し、家族関係の再構築が図られるように調整を行い、養育者への支援も行います。

心理士は、子どもや家族への個別心理療法、集団心理療法を行うほか、総合的な治療・支援の中心的な役割を担います。児童指導員や保育士は、医師、心理士と連携して、医学的、心理学的な観点から生活を見直し、施設での様々な経験が治療的に働くように配慮してケアワークを行います。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、医師、心理療法担当職員（心理士）、児童指導員、保育士、看護師、栄養士、調理員、事務員などです。

福祉の職場

障がい者福祉の職場

障がい者福祉分野においては、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに人格と個性を尊重し、支えあう社会の実現を目指して、さまざまな取り組みが進められています。そのようななかで、障がいのある方の立場にたって必要な支援を提供するのが、障がい者福祉に関わる仕事です。

※従来、「障害者」と表記してきたものについて、法律名、団体名等の固有の名称を除き、「障がいのある方」と表記しています。
「障がいのある方」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」として表記しています。

こんな施設があります

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく施設には、指定障害福祉サービス事業所（居宅介護（ホームヘルプ）事業所等の訪問系事業所、生活介護事業所、短期入所事業所、グループホーム、自立訓練事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所）、指定障害者支援施設があります。

そのほか、身体障害者福祉センター、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設などがあります。



障害者総合支援法に基づく 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設

◇どんな施設？

<訪問系事業所>

日常生活に支障のある障がい者の家庭をホームヘルパーや介護福祉士が訪問して、可能な限り住み慣れた家庭で生活できるよう入浴、排せつ等の介護や外出支援などを行います。

①居宅介護

自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由者、その他の障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。

③行動援護

知的障がい又は精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

④同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆、代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。

<生活介護事業所>

常に介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、生活支援員などが働いています。

<短期入所事業所>

自宅で介護する人が病気等の理由により、居宅における介護ができない場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

医師、看護師、生活支援員などが働いています。

<グループホーム>

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

世話人、生活支援員などが働いています。

<自立生活援助事業所>

一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応に必要な支援を行います。

<自立訓練事業所>

自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

看護師、理学療法士、作業療法士、生活支援員などが働いています。

<就労移行支援事業所>

一般企業等へ就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上に必要な訓練を行います。

職業指導員、生活支援員、就労支援員などが働いています。

<就労継続支援事業所>

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

職業指導員、生活支援員などが働いています。

<就労定着支援事業所>

一般就労へ移行した障がい者について、就労に伴う生活面の課題に対し、就労の継続を図るために企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により必要な連絡調整や指導・助言等を行います。

<障害者支援施設>

主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他必要な日常生活上の支援(施設入所支援など)を行うとともに、施設入所支援以外の施設障害福祉サービス(生活介護、自立訓練及び就労移行支援)を行います。

医師、看護師、理学療法士、作業療法士、生活支援員、職業指導員、就労支援員などが働いています。

その他、無料・低額の料金で各種相談に応じ、機能訓練、レクリエーションなどの実施を目的とした身体障害者福祉センターや盲導犬の訓練を行うとともに視覚に障がいのある方に対し、盲導犬の利用に必要な訓練を行う盲導犬訓練施設、点訳・音訳図書の製作・貸し出し、字幕(手話)入りのビデオの製作・貸し出し、手話通訳・要約筆記者の派遣等を行っている視聴覚障害者情報提供施設などがあります。

福祉の職場

保護施設の職場

保護施設には、救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設の5種類があります。
(生活保護法第38条第1項)

各施設とも要保護者の人権と生活を保障し、その自立を目的として設置されています。
ここでは、県内に7施設ある救護施設について紹介します。



救護施設

◇どんな施設？

救護施設とは身体や精神に重い障がいがあるため、日常生活を営むことが困難な、保護を必要とする状態にある人を入所させ、生活扶助を行うことを目的とした施設です。

主な対象者は次のとおりです。

- ①精神障がいの回復途上にある人、アルコール依存症の人
- ②他の福祉施設で容易に受け入れられない障がいを重複して持った人

これらの人々は、一般的な福祉施設では十分な支援を行うことが難しいため、救護施設で総合的な治療、介護、支援を行っています。

このような救護施設の性格上、入所者の年齢層はさまざまで、しかも障がいの程度、種類も一定していないため、職員の仕事は大変複雑なものになります。

また、年々入所者の高齢化、重度障がい者の割合が増加する傾向にあります。

◇どんな仕事をしているのか

例えば、介護職員の日常の仕事をあげると、食事、入浴、排せつの介助になりますが、先に述べたように、救護施設にはさまざまな人が入所しています。

極端に言えば、リハビリテーションや作業活動をとおして、社会復帰や自立が可能な人から、障がいが幾重にも重複し、動くことすらままならない人までいるわけです。

したがって、介助とひとことで言っても、一様に同じことをしているわけではないのです。障がいの度合いや年齢によって変化する仕事の内容に、的確に対応していかなければなりません。

また、作業訓練やリハビリテーションといった、本来、作業指導員や理学療法士、作業療法士の分野にまで職務が及んでおり、かなり専門的な知識と技能が要求される仕事といえます。

次に、生活指導員ですが、一般的には施設運営の管理やマネジメント業務やケースワーク、また公的機関との調整などが主な職務になります。

ただ、これらの仕事がかこなせるようになるにはかなりの研修と経験が必要です。したがって、ある施設などでは、新卒で採用された場合は、指導員、介護職員といった枠を取り払って、生活指導員も事務の職務と同様に、入所者の介助を行っています。

◇どんな人が働いているのか

主な職員構成は、施設長、介護職員、生活指導員、介助員、看護師、栄養士、調理師、嘱託医などでさまざまな職種の人が働いています。

勤務形態は職種によって異なり、特にローテーションを組んで行う指導員や介護職員らは、宿直業務や早出、遅出などの変則的な時間帯の勤務になるのが一般的なようです。

なお、理学療法士、作業療法士やセラピストといったリハビリテーション、作業訓練の専門職の配置義務がないために、それらの仕事を介護職員や生活指導員が研修を重ねた上で担当する施設が多いようです。

福祉の職場

地域福祉の職場

地域福祉とは、それぞれの地域において人びとが安心して暮らせるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組むことです。これを推進し「福祉のまちづくり」を目指す民間の組織が社会福祉協議会です。



社会福祉協議会

◇どんな団体？

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条から111条により規定される組織で各地域の社会福祉事業を推進し、住民の福祉の向上を図ることを目的とした民間の団体です。一般的に略して「社協」と呼ばれており、各市区町村、各都道府県ごとに設置され、全国組織として、全国社会福祉協議会があります。

地域福祉という公的な役割を担う団体でもあり、運営資金は自治体からの補助金や介護保険事業指定事業者としての事業収入が大きな比率を占め、その他、会員からの会費、企業や篤志家からの寄附などを財源として、活動が行われています。

◇どんな仕事をしているのか

社会福祉協議会は、「地域福祉の推進を図ること」を目的に、地域の住民組織、公私の社会福祉関係者や保健・医療・教育機関、ボランティア団体や行政が参加・協力する組織です。

地域のボランティアと協力し、高齢者や障がい者、子育て中の親子が気軽に集える「サロン活動」を進めているほか、会が設置するボランティアセンターではボランティア活動に関する相談や活動先の紹介、また、小中高校における福祉教育の支援等、地域の福祉活動の拠点として役割を果たしています。

また、経済的な支援を必要とする方々に、生活や就業等に必要な資金を低利又は無利子で貸し付ける「生活福祉資金」や認知症高齢者や知的障がい、精神障が

い等によってご自身の判断能力に不安のある方を対象に福祉サービスの利用援助や日常的な金銭の管理等を行う「日常生活自立支援事業」等を都道府県と市区町村の社会福祉協議会が連携して実施しています。

そのほか、災害時には必要に応じて災害ボランティアセンターを立ち上げるなど被災者支援にも取り組んでいます。

◇どんな人が働いているのか

社会福祉協議会の職員は、社会福祉協議会が行う多様な事業に合わせてさまざまな職種で構成されています。

地域福祉の推進事業などを担う福祉活動専門員は、社会福祉士や社会福祉主事任用資格の取得者です。

在宅福祉サービスの介護職員は介護福祉士や介護職員初任者研修修了者です。

また、相談援助職員(ソーシャルワーカー)は、社会福祉士・社会福祉主事任用資格・看護師・保健師などの資格が求められます。

その他経理や事務を行う事務職員も社会福祉協議会を運営していく上で不可欠な職種です。

社会福祉関係の資格と取得方法

社会福祉士

◇社会福祉士の資格とは

少子・高齢社会を迎える中で、福祉サービスに求められる機能は多様化しています。またサービスの内容も、福祉の分野の枠を超えてリハビリテーションやカウンセリングなどの医療分野や、権利擁護に関する法的分野との密接な提携を必要とするものまで多岐にわたります。社会福祉士は昭和62年、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）により、新しい国家資格として制定されました。

社会福祉士は、地域や社会福祉施設等において、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者その他の関係者との連絡及び調整その他の援助を行うことを業とする者」とあります。

社会福祉士の資格を取得するためには、国家試験に合格することが条件です。現在、福祉の第一線で活躍している多くの人が資格取得を目指しており、今後、福祉のニーズと最適な福祉サービスを結び付ける専門家として、社会福祉の中で中心的な役割を果たしていくことになります。

なお、社会福祉士は『社会の複雑化に対応でき、国の目指す「地域共生社会」の実現の中心的役割を担う専門職』と位置づけられ、2021年に養成カリキュラムに改正され、2024年国家試験より新カリキュラムでの試験が行われます。

◇仕事の内容

社会福祉士の仕事は、ひとことでは「相談・援助」といわれますが、その仕事の範囲は多岐にわたります。対象者や施設・機関に求められる機能、更にはその時々状況に応じた仕事を行うことになります。

たとえば、施設の指導員や相談員として利用者の生活を支援したり、悩みやストレスの解消といった精神面のサポートなど、本人や家族が抱えるさまざまな問題の解決にあたります。

また、利用者のニーズを把握した上で、本人にあった福祉サービスのプログラムを企画・計画・提供し、必要があれば保健・医療などの関係機関と連携を図るのも重要な仕事です。更には、さまざまな福祉サービスの中から利用者にとって最適なサービスを選定し、それを実際に利用するための援助活動を推進するコーディネーターとしての役割もあります。

◇資格の将来性

社会福祉士になるためには、国家試験に合格しなければなりません。社会福祉士国家資格取得者は令和6年11月末現在、全国に306,606人、本県には7,696人の登録者がいます。

社会福祉士が求められる職場は、行政（福祉事務所等）や地域包括支援センターなどの公的機関、社会福祉協議会、病院、社会福祉施設、在宅ケアサービスを実施する企業など、活躍の場はますます広がる傾向にあります。

◇社会福祉士が活躍する場

●社会福祉施設の職員として

社会福祉士の求められる職種や職場は多岐にわたります。老人福祉施設や障害者総合支援法に基づく施設等の社会福祉施設では、主に生活相談員として働きます。

●社会福祉協議会の職員として

各都道府県や市区町村に置かれた社会福祉協議会は、地域の社会福祉事業の発展や住民の福祉向上を目指す社会福祉法人です。社会福祉士は社会福祉協議会の職員として、福祉に関する学習会、ボランティアなど地域住民が共に支え合う活動を支援します。

●地域包括支援センターの職員として

介護保険法の改正により、平成18年4月から市町村に設置された地域包括支援センターには、社会福祉士が配置されています（経過措置により、一定の相談実務経験者の場合もある）。

主な業務は、総合相談や権利擁護に関することを担います。

社会福祉士

●公的機関のケースワーカーとして

公務員として働く場合は、都道府県庁、市区役所、町村役場、福祉事務所、児童相談所などでケースワーカーとして活躍することが期待されています。

●医療機関のソーシャルワーカーとして

病院や保健所などの医療機関で、患者や家族の経済面や心理面、虐待対応などの問題の解決に向けて働きかけをする医療ソーシャルワーカー(MSW)は、代表的な職種です。

●教育機関の職員として

教育現場において、家庭や児童に対しスクールソーシャルワーカーとして支援します。

●その他

矯正施設や保護施設、保護観察所、検察庁などで犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。また、独立開業をして、地域の福祉資源として活動しています。

◇社会福祉士になるためには

年に1回実施される社会福祉士の国家試験を受験し、合格しなければなりません。その受験資格を得るには次のようなコースがあります。

●すぐに国家試験を受験できるコース

①福祉系大学(4年課程)で厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する基礎科目(以下「指定科目」という。)を履修して卒業した者

●指定科目を履修し、実務経験が必要なコース

②福祉系の短期大学・専修学校専門課程・各種学校(3年課程)で指定科目を履修し、厚生労働省の定める施設(以下「指定施設」という。)における実務経験(1年以上)がある者

③福祉系の短期大学・専修学校専門課程・各種学校(2年課程)で指定科目を履修し、指定施設における実務経験(2年以上)がある者

社会福祉士県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス
静岡英和学院大学	静岡市駿河区	054-261-9322	人間社会学部 コミュニティ福祉学科 4年
静岡福祉大学	焼 津 市	054-623-7451	社会福祉学部 福祉心理学科 4年
			社会福祉学部 健康福祉学科 4年
聖隷クリストファー大学	浜松市中央区	053-439-1401	社会福祉学部 社会福祉学科 4年
			社会福祉学部 こども教育福祉学科 4年
静岡県立大学短期大学部	静岡市駿河区	054-202-2610	社会福祉学科 社会福祉専攻 ※1 2年
静岡福祉医療専門学校	静岡市駿河区	054-280-0173	総合福祉学科 ※2 3年

※ 1 卒業後2年以上指定された相談援助業務に従事したのち受験可能

※ 2 卒業後1年以上指定された相談援助業務に従事したのち受験可能

●一般養成施設を卒業するコース

④大学(4年)を卒業後、一般養成施設等(1年以上)を卒業した者

⑤短期大学(3年課程)を卒業後、指定施設における実務経験(1年以上)を経て一般養成施設等(1年以上)を卒業した者

⑥短期大学(2年課程)を卒業後、指定施設における実務経験(2年以上)を経て一般養成施設等(1年以上)を卒業した者

⑦指定施設における実務経験(4年以上)を経て一般養成施設等(1年以上)を卒業した者

社会福祉士一般養成施設（大卒等対象）

※詳細は各養成施設へ直接おたずねください。（近隣県のみ掲載）

都道府県	名 称	所 在 地	電 話	課 程
東京都	アルファ医療福祉専門学校 社会福祉士通信科一般養成コース	町田市森野1-7-8	0120-168-294	通信 1年6月
	NHK学園 社会福祉士養成課程一般養成科（1年6月コース）	国立市富士見台2-36-2	042-572-3151	通信 1年6月
	NHK学園 社会福祉士養成課程一般養成科（1年コース）	国立市富士見台2-36-2	042-572-3151	通信 1年
	上智社会福祉専門学校 社会福祉士・児童指導員科	千代田区紀尾井町7-1	03-3238-3021	夜間 2年
	東京福祉保育専門学校 社会福祉士養成通信課程	豊島区東池袋4-23-4	03-3987-5611	通信 1年10月
	東京福祉専門学校 社会福祉士一般養成科昼間課程	江戸川区西葛西5-10-32	0120-21-2323	昼間 1年
	東京福祉専門学校 社会福祉士一般養成通信課程	江戸川区西葛西5-10-32	0120-21-2323	通信 1年9月
	日本社会事業大学 通信教育科社会福祉士一般養成課程	清瀬市竹丘3-1-30	042-496-3205	通信 2年
	日本知的障害者福祉協会 社会福祉士養成所（通信課程）	港区浜松町2-7-19 KDX浜松町ビル6階	03-3438-0466	通信 1年6月
	日本福祉教育専門学校 社会福祉士養成学科	新宿区高田馬場2-16-3	03-3205-1611	昼間 1年
	日本福祉教育専門学校 社会福祉士養成科	新宿区高田馬場2-16-3	03-3205-1611	夜間 1年
	日本福祉教育専門学校 社会福祉士養成通信課程	豊島区高田3-6-15	03-3982-2511	通信 1年6月
	品川区社会福祉協議会 社会福祉士養成コース	品川区西品川11-28-3	03-5498-6368	通信 1年9月
	大原医療秘書福祉保育専門学校 社会福祉学科	千代田区西神田2-4-11	03-3237-8711	夜間 1年
	大原医療秘書福祉保育専門学校 社会福祉士養成通信課程	千代田区西神田2-4-11	03-3237-8711	通信 1年6月
	東京豊島IT医療福祉専門学校 社会福祉学科社会福祉士通信コース	豊島区南池袋2-8-9	0120-846-218	通信 1年7月
	東京未来大学福祉保育専門学校 社会福祉士一般養成通信課程	足立区綾瀬2-30-6	0800-888-1735	通信 1年6月
神奈川県	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校 社会福祉専攻科	茅ヶ崎市南湖一丁目6-11	0467-88-6611	通信 1年6月
	YMCA健康福祉専門学校 社会福祉科（通信制）	厚木市中町4-16-19	046-223-1441	通信 1年10月
愛知県	東海医療科学専門学校 社会福祉科（昼間課程）	名古屋市市中区名駅南2-7-2	0120-758-551	昼間 1年
	東海医療科学専門学校 社会福祉科（通信課程）	名古屋市市中区名駅南2-7-2	0120-758-551	通信 1年6月
	保育・介護・ビジネス名古屋専門学校 社会福祉士養成通信課程	名古屋市中区丸の内2-6-4	0120-159-672	通信 1年10月
	日本総合研究所 社会福祉士養成所通信課程	名古屋市中区則武本通1-38	0800-888-5628	通信 1年6月
	日本福祉大学中央福祉専門学校 社会福祉士科夜間課程	名古屋市中区千代田3-27-11	052-339-0200	夜間 1年
	日本福祉大学中央福祉専門学校 社会福祉士科通信課程	名古屋市中区千代田3-27-11	052-339-0200	通信 1年6月
	名古屋医専 社会福祉学科（夜間）	名古屋市中村区名駅4-27-1	052-582-3000	夜間 1年

●短期養成施設等を卒業するコース

- ⑧福祉系大学（4年課程）で基礎科目を履修し、短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者
- ⑨福祉系短期大学（3年課程）で基礎科目を履修し、指定施設における実務経験（1年以上）を経て短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者
- ⑩福祉系短期大学（2年課程）で基礎科目を履修し、指定施設における実務経験（2年以上）を経て短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者
- ⑪社会福祉主事養成機関（一部を除き2年以上）を卒業し、指定施設における実務経験（2年以上）を経て短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者
- ⑫福祉事務所の査察指導員・老人福祉指導主事、児童相談所の児童福祉司、身体障害者更生相談所等の身体障害者福祉司、知的障害者更生相談所等の知的障害者福祉司であった期間が4年以上あり、短期養成施設等（6か月以上）を卒業した者

社会福祉士短期養成施設

※詳細は各養成施設へ直接おたずねください。

(近隣県のみ掲載)

都道府県	名 称	所 在 地	電 話	課 程
東 京 都	東京福祉専門学校 社会福祉士短期養成通信課程	江戸川区西葛西5-10-32	0120-21-2323	通信 9月
	アルファ医療福祉専門学校 社会福祉士通信科(短期養成コース)	町田市森野1-7-8	0120-168-294	通信 9月
	NHK学園 社会福祉士養成課程短期養成科	国立市富士見台2-36-2	042-572-3151	通信 9月
	日本社会事業大学 通信教育科社会福祉士短期養成課程	清瀬市竹丘3-1-30	042-496-3205	通信 9月
神奈川県	全国社会福祉協議会中央福祉学院 社会福祉士短期養成通信課程	三浦郡葉山町上山口1560-44	046-858-1355	通信 9月
愛 知 県	日本総合研究所 社会福祉士養成所 通信課程短期養成コース	名古屋市中村区則武本通1-38	0800-888-5628	通信 9月

◇社会福祉士国家試験科目

(共通科目)

- ① 医学概論
- ② 心理学と心理的支援
- ③ 社会学と社会システム
- ④ 社会福祉の原理と政策
- ⑤ 社会保障
- ⑥ 権利擁護を支える法制度
- ⑦ 地域福祉と包括的支援体制
- ⑧ 障害者福祉
- ⑨ 刑事司法と福祉

- ⑩ ソーシャルワークの基盤と専門職
- ⑪ ソーシャルワークの理論と方法
- ⑫ 社会福祉調査の基礎

(専門科目)

- ⑬ 高齢者福祉
- ⑭ 児童・家庭福祉
- ⑮ 貧困に対する支援
- ⑯ 保健医療と福祉
- ⑰ ソーシャルワークの基盤と専門職
(専門)
- ⑱ ソーシャルワークの理論と方法
(専門)
- ⑲ 福祉サービスの組織と経営

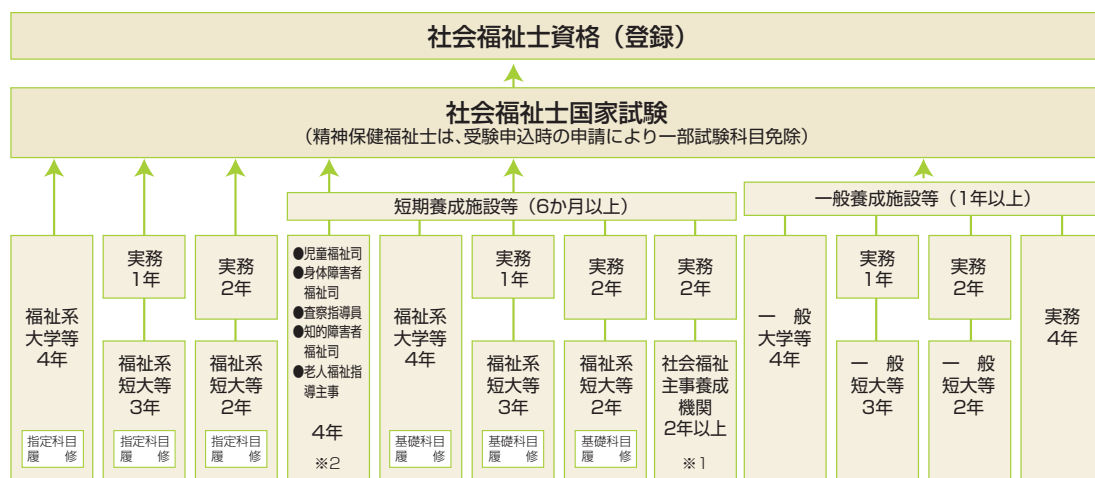
◇試験の実施機関、受験案内の請求先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 試験室

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷 1-5-6 SEMPOS ビル TEL03-3486-7521

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

◇一般的な資格取得コース



※ 1 社会福祉主事養成機関は、修業年限2年以上の学校が指定されているほか、1年間の通信課程のものが現在2校あります。

※ 2 過去に福祉事務所の査察指導員・老人福祉指導主事・児童相談所の児童福祉司、身体障害者更生相談所等の身体障害者福祉司、知的障害者更生相談所等の知的障害者福祉司であった期間が5年以上ある方で、過去に受験票が交付されている場合でも、短期養成施設等(6か月以上)を修了しなければ受験できません。

◇社会福祉士国家試験を受験するための実務経験

社会福祉士国家試験を受験するための実務経験として認められる指定施設・事業種類、相談援助業務の範囲についての詳細は財団法人社会福祉振興・試験センター(TEL03-3486-7521)へお問い合わせください。

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

介護福祉士

◇介護福祉士の資格とは

急速に進む少子高齢化社会の中で高齢者や障がいのある者(児)の介護や支援は、家庭、制度等だけでは支えきれない状況となっています。この為、日常生活を援助する介護職は、在宅介護や施設における介護の担い手としてますます重要な役割が求められていました。昭和62年には、社会福祉士及び介護福祉士法が施行（※平成19年12月一部改正）され、介護について名称独占の介護福祉士という国家資格が誕生しました。

名称独占の資格として介護福祉士の名称を用いて、「専門的知識及び技術をもって、身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者について心身の状況に応じた介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者」とされています。

このように介護の専門家として法律でしっかりと位置づけられています。

◇仕事の内容

介護福祉士の仕事は、専門的な介護、支援が必要な利用者(高齢者、障がい者(児)等)における①身体の介護、②生活支援、③個別介護計画書作成や相談、助言を行います。

- ①身体介護として、食事、排せつ、衣類着脱の介助、入浴や身体の清拭といった身体に関する介護全般、機能訓練の介助、通院への付き添い、健康チェックなどを行います。
- ②生活援助として、病状・体質等に合わせた食事の準備、衣類の洗濯、掃除、整理整頓、衣類の繕い、生活必需品の買い物等、家事全般において必要とされる介護を行います。
- ③介護に関しての個別計画書を作成することや利用者及びその介護者等への相談や助言を行います。

◇資格の将来性

介護現場では、スタッフ全員が介護福祉士の資格を取得している訳ではありません。

しかしながら、介護福祉士は、高齢者、障がい者(児)等の専門的な介護分野の第一線にたつ人材として、ますます需要が増え、社会的評価も期待が高まっています。

今後もより高い介護の質が求められ、介護に対する専門知識を持つ介護福祉士の存在は、非常に重要となっています。現に、雇用条件として、この資格の取得者を積極的に雇用し、資格取得者に対し資格手当を支給する事業所が増えています。この為、介護福祉士の資格を取得したいと考える介護職員は年々増加しています。

◇介護福祉士が活躍する場

介護サービス事業者や障がい支援サービスでの活躍が一般的ですが、訪問介護事業所の場合、サービス提供責任者として勤務することができます。主な就職先は、社会福祉施設(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・デイサービスセンターなどの老人福祉関連施設、または障害者支援施設などの障害福祉関係施設)、社会福祉協議会などです。

介護福祉士

◇介護福祉士になるためには

●養成校・養成施設を卒業するコース

- (1) 介護福祉士学校又は養成施設(いずれも2年以上)を卒業する
- (2) 福祉系の大学で所定の科目を修めて卒業した後、介護福祉士学校又は養成施設(いずれも1年以上)を卒業する
- (3) 社会福祉士養成施設等を卒業した後、介護福祉士学校又は養成施設(いずれも1年以上)を卒業する
- (4) 保育士養成施設等を卒業した後、介護福祉士学校又は養成施設(いずれも1年以上)を卒業する

県内介護福祉士養成施設

名 称	所在地	電 話	学 科 名	修業年限
静岡福祉大学	焼 津 市	054-623-7451	社会福祉学部健康福祉学科	4年
聖隷クリストファー大学	浜松市中央区	053-439-1433	社会福祉学部社会福祉学科	4年
静岡県立大学短期大学部	静岡市駿河区	054-202-2611	社会福祉学科介護福祉専攻	2年
大原介護福祉専門学校沼津校	沼 津 市	055-954-5511	介護福祉科	2年
静岡福祉医療専門学校	静岡市駿河区	054-280-0173	介護福祉学科	2年
			総合福祉学科	3年
聖隷クリストファー大学介護福祉専門学校	浜松市中央区	053-439-1400	介護福祉学科	2年
浜松未来総合専門学校	浜松市中央区	053-450-6550	国際介護福祉科	2年

●国家試験を受験するコース

- (1) 介護等の業務に3年以上従事し、実務者研修を修了し、国家試験に合格する
- (2) 福祉系の高等学校等で介護福祉士として必要な知識及び技術を修得し、国家試験に合格する

県内福祉系高等学校

名 称	所在地	電 話	学 科 名	修業年限
知徳高等学校	長 泉 町	055-975-0080	福祉科介護福祉科コース	3年
静岡県立富士宮東高等学校	富士宮市	0544-26-4177	福祉科	3年
静岡女子高等学校	静岡市駿河区	054-285-2274	福祉科	3年
静岡県立清流館高等学校	焼 津 市	054-622-3411	福祉科	3年
静岡県立磐田北高等学校	磐 田 市	0538-32-2181	福祉科	3年
静岡県立天竜高等学校	浜松市天竜区	053-925-3139	福祉科	3年

●介護福祉士養成施設卒業者への経過措置について

2017(平成29)年度から2026(令和8)年度の間に介護福祉士養成施設を卒業した者については、卒業した年度の翌年度から5年間は介護福祉士資格が認められます。

また、次の条件を満たせば、6年目以降も介護福祉士の登録が可能です。

- ・ 国家試験に合格する
- ・ 卒業した翌年度の4月1日から起算して5年間継続して介護業務に従事する(5年間の従事期間中に経過措置登録が必要)

※2027(令和9)年度以降は介護福祉士養成施設を卒業後、国家試験に合格し登録しなければ、介護福祉士資格は得られません。

◇介護福祉士国家試験科目

- ①筆記試験 人間の尊厳と自立、介護の基本、人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術、社会の理解、生活支援技術、介護過程、発達と老化の理解、認知症の理解、障害の理解、こころとからだのしくみ、医療的ケア、総合問題
- ②実技試験 介護等に関する専門的技能

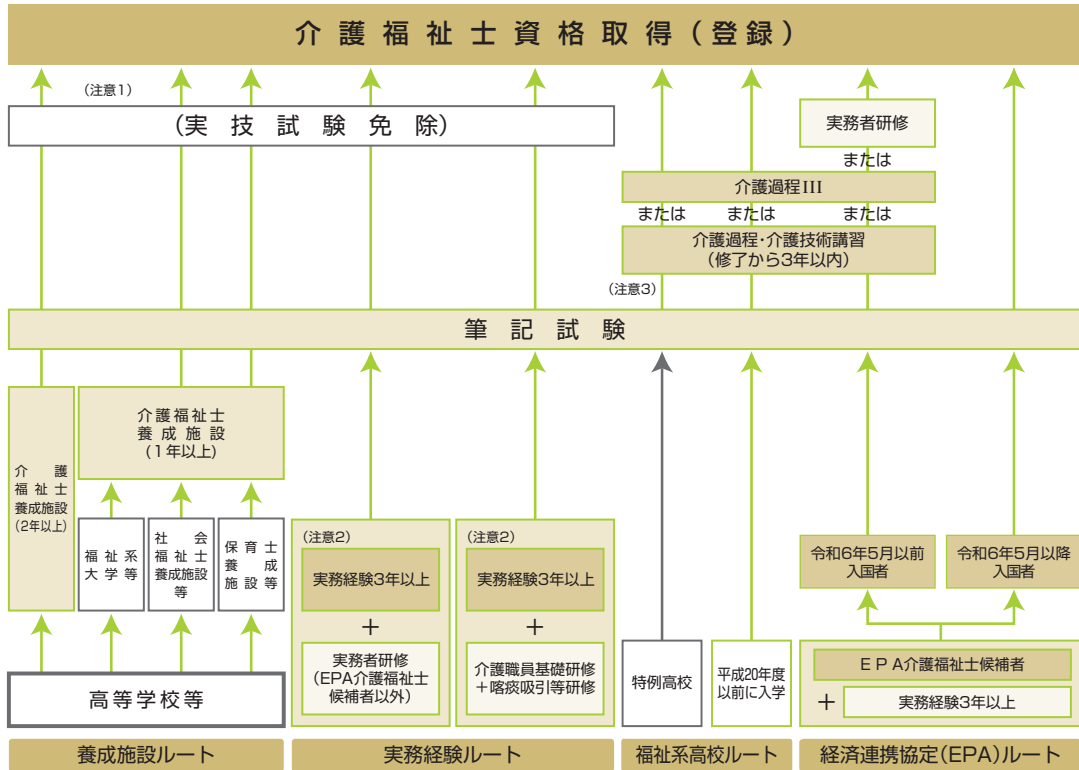
◇試験の実施機関、受験案内の請求先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター 試験室

〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SEMPOS ビル TEL03-3486-7521

ホームページ <http://www.sssc.or.jp/>

◇一般的な資格取得コース



(注意1)「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成29年度(第30回)から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となりました。なお、養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、卒業後5年の間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。令和9年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格することが必要です。

(注意2) 実務経験ルートで受験を希望する方は「実務経験3年以上」だけでは受験できません。

(注意3) 令和6年度試験より実技試験を廃止し、筆記試験のみ行うことになりました。『特例高校』、『平成20年度以前に入学』、『EPA介護福祉士候補者+実務経験3年以上』の方は、『介護過程III』又は『介護過程・介護技術講習』(修了から3年を経過していない方のみ)を修了する必要があります。

介護福祉士国家試験を受験するための実務経験

実務経験による受験（3年以上介護等の業務に従事した方）

<業務従業期間・従事日数>

受験資格となる実務経験で、現に就労した期間・日数は、通算して右の通り必要です。		従業期間 ※	3年(1,095日)以上
		従事日数 ※	540日以上
a	従業期間…実務経験の対象となる施設(事業)及び職種での在職期間(休日等を含む) 従事日数…従業期間内において実際に介護等の業務に従事した日数 (従事日数については、年次有給休暇、特別休暇、出張、研修等により実際に介護業務に従事しなかった日数を除く。) ※一日の勤務時間は問いません。 ※重複した従事日数等の扱い ■同一期間内に複数の事業所等に所属する訪問介護員等が、同じ日に複数の事業所で介護等の業務を行った場合でも、従業期間・従事日数は1日として扱う。 ■同一期間内に複数の事業所等に所属する方は、それぞれの事業所等の「従事日数内訳説明書」(指定様式)が必要となる。		
b	受験申込み時に受験資格を満たしていなくても従業期間・従事日数が上記の日数以上となる見込みの方は「受験資格見込み」として受験できます。		

※受験資格となる従業期間、従事日数、施設・事業、職種の詳細は財団法人社会福祉振興・試験センター(TEL03-3486-7521)へお問い合わせください。 ホームページ: <http://www.sssc.or.jp/>

◇その他 ●静岡県介護福祉士修学資金等貸付制度

① 介護福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金

養成施設(養成校を卒業するコース)を卒業後、または実務者養成施設(国家試験を受験するコース)で実務者研修を受講後、介護福祉士として登録し、県内の社会福祉施設等で介護等の業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与する制度です。

対 象 者	卒業(受講)後、介護福祉士の資格を取得・登録し、県内において介護等の業務に従事しようとする方で次に該当する方	
	① 静岡県内に所在する養成施設に在学する方 ② 静岡県内に居住(住民登録)している方で、県外に所在する養成施設に在学する方	① 静岡県内に所在する所定の実務者養成施設において実務者研修を受講する方 ② 静岡県内に居住し、県外に所在する所定の実務者養成施設において実務者研修を受講する方
貸 付 額	◇月 額 5万円 ◇入学準備金 20万円 ◇就職準備金 20万円 (ただし、2年次以降に貸付を希望する場合は入学準備金の対象となりません) ◇生活費加算(生活保護受給世帯等) (生活保護制度における月額生活扶助基準の居宅(第1種類)に掲げる額以内で、申請時の居住地及び年齢により異なります) ◇国家試験対策費 年 4万円	◇20万円以内 養成施設等に支払う授業料、実習費、教材費等の納付金の他、参考図書、学用品、交通費等を含む (授業料は、保有資格により異なります)
利 子	無利子(ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。)	
貸与期間	正規の修学期間以内	
返還免除	卒業(受講)後、介護福祉士の資格を取得・登録し、1年以内に静岡県内で介護等の業務に従事し、一定期間(※)引き続き従事した場合、返還を免除します。 ※5年以上…全額免除(実務者研修受講は2年以上)、2年以上5年未満(実務者研修受講の場合は1年以上2年未満)…期間に応じ一部を免除	
返 還	卒業(受講)後、静岡県内で介護福祉士として就職しなかった場合や従事期間が2年未満(実務者研修受講の場合は1年未満)の場合は全額を、従事期間2年以上5年未満(実務者研修受講の場合は1年以上2年未満)の場合は一部を返還していただきます。 ① 返還期間 貸与を受けた期間に該当する期間 ② 返還方法 月賦、半年賦の均等払、又は一括払	

※募集・申込方法については、各養成施設に通知しますので、養成施設を通じて申し込んでください。

② 離職した介護人材の再就職準備金

静岡県内で介護職員等として再就職される方(静岡県外に住民登録をしている方でも可)、40万円を上限として再就職のための準備金を貸与する制度です。

対 象 者	次の条件をすべて満たす方 ① 介護福祉士等の資格を有する方 ② 介護職としての実務経験を1年以上有する方 ③ 直近の介護職員等としての離職日から、介護職員として再就職するまでに静岡県社会福祉人材センターに求職登録を行うこと。 ④ 県内の介護事業所・施設に介護職員として就労した方
貸 付 額	就職準備金として40万円以内(一人一回限り)
利 子	無利子(ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。)
返還免除	静岡県内で一定期間(※)介護等の業務に従事した場合、返還を免除します。 ※2年以上…全額免除、1年以上2年未満…期間に応じ一部免除
返 還	従事期間が1年未満の場合は全額を、1年以上2年未満の場合は一部を返還していただきます。 ① 返還期間 貸付を受けた期間(6ヶ月) ② 返還方法 月賦・半年賦の均等払又は一括払

※詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

③ 障害福祉分野就職支援金

静岡県内で研修終了後障害者福祉職員として就職された方に、20万円を上限として就職のための支援金を貸与する制度です。

対 象 者	次のすべてを満たす方 ① 次のいずれかの研修を受講し修了した方 ・ 介護職員初任者研修・居宅介護職員初任者研修・障害者居宅介護従事者基礎研修 ・ 重度訪問介護従事者養成研修（基礎、総合及び行動障害支援いずれかの課程と応用を受講すること） ・ 同行援護従事者養成研修（基礎、応用を受講すること）・行動援護従事者養成研修 ② 障害福祉サービス事業若しくは施設に就労した方 ③ 障害者福祉職員として週20時間以上勤務する方 ④ 再就職準備金の貸付を受けたことがない方
貸 付 額	就職支援金として20万円以内（一人一回限り）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
返還免除	静岡県内で障害福祉職員の業務に2年間以上従事した場合、返還を全額免除します。
返 還	従事期間が1年未満の場合は全額を、1年以上2年未満の場合は、一部を返還していただきます。 ① 返還期間 貸与を受けた期間（6か月） ② 返還方法 月賦・半年賦の均等払い又は一括払

※詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

●静岡県福祉系高校修学資金貸付制度

① 福祉系高校修学資金

福祉系高校卒業後、介護福祉士として登録し、県内において介護や福祉等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸与する制度です。

対 象 者	次のすべてを満たす方 ① 静岡県内に所在する福祉系高校に在学する方 ② 卒業（介護福祉士取得）後、静岡県内の介護施設等で介護職員等の業務に従事しようとする方
貸 付 額	・ 修学準備金3万円（入学年次のみ）・介護実習費3万円（年額） ・ 介護福祉士国家試験受験対策費用4万円（年額） ・ 就職準備金20万円（卒業年次のみ※卒業後就職する場合に限る）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸与期間	正規の修学期間以内
返還免除	福祉系高校を卒業後、介護福祉士資格を取得・登録し、1年以内に静岡県内で介護職員等の業務に従事し、引き続き3年以上従事した場合、返還を全額免除します。
返 還	卒業後、静岡県内で介護職員等の業務に就職しなかった場合や従事期間が3年未満の場合は全額を、従事期間が貸与年数以上である場合は一部を返還していただきます。 ① 返還期間 貸与を受けた期間に該当する期間 ② 返還方法 月賦・半年賦の均等払、又は一括払

※募集・申込方法については各福祉系高校に通知しますので、高校を通じて申し込んでください。
詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

<介護福祉士修学資金等貸付制度に関するお問い合わせ先>

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課

〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 TEL:054-254-5244

実務者研修

●実務者研修について

認知症高齢者の増加、成年後見・権利擁護への対応など、介護福祉士に新しい役割が求められています。3年の実務経験者に係る介護福祉士の資格取得方法について、実務経験だけでは十分に修得できない知識・技術を身につける必要があるため、実務者研修の受講が義務付けられています。

この実務者研修については、介護職員初任者研修など、一定の内容・質、時間数が担保されているものを修了した場合は、科目単位での修了認定が可能とされています。

実務者研修の科目・時間数及び修了認定科目

教育内容	実務者研修 時 間 数	介 護 職 員 初任者研修	訪問介護員研修			介護職員 基礎研修	その他全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45					○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60		○			○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
医療的ケア	50（※）						喀痰吸引等研修
実務者研修受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療的ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。

ホームヘルパー

◆介護員養成研修◆

●ホームヘルパーとは

ホームヘルパーとは、介護保険法に基づく指定訪問介護事業所又は指定介護予防訪問介護事業所において、ホームヘルプサービスの仕事に従事する人のことです。

●仕事の内容

要介護・要支援の高齢者や障がいのある方を訪ね、調理、洗濯、掃除等の家事援助や入浴、排せつ等の身体介護を行い、生活全般にわたる援助をすることが仕事です。限られた時間内に、各家庭でそれぞれ必要な援助をこなすと同時に、計画的な援助や保健・医療など他の機関との連携が行えるよう、利用者の状況を把握することも必要です。

●ホームヘルパーになるためには

ホームヘルパーとして仕事に従事することができるのは、介護福祉士又は介護員養成研修修了者です。

介護員養成研修は、平成25年度からは介護職員初任者研修に統一されました。研修科目及び研修時間は下表のとおりです。県知事の指定を受けた介護員養成研修指定事業者が実施しており、指定事業者及び指定研修の一覧表は県介護保険課のホームページで公開しています。

◇介護職員初任者研修の科目及び時間数

	科 目	時間数		科 目	時間数
1	職務の理解	6時間	6	老化の理解	6時間
2	介護における尊厳の保持・自立支援	9時間	7	認知症の理解	6時間
3	介護の基本	6時間	8	障害の理解	3時間
4	介護・福祉サービスの理解と医療との連携	9時間	9	こころとからだのしくみと生活支援技術	75時間
5	介護におけるコミュニケーション技術	6時間	10	振り返り	4時間

※上記とは別に筆記試験による修了評価(1時間程度)を実施します。

(合計130時間)

なお、介護員養成研修は、平成24年度までホームヘルパー2級課程、ホームヘルパー1級課程、介護職員基礎研修課程の3種類の研修課程が実施されました。これらの課程を修了した方については、今後は介護職員初任者研修の修了者とみなされ、これまでと変わらずホームヘルパーとして仕事に従事することができます。

◇介護員養成研修各課程の概要

区 分	課程	概 要	対 象 者	時間数
平成25年度から	初任者	介護に携わる者が、業務を遂行する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的とした研修	訪問介護事業に従事しようとする者、若しくは在宅・施設を問わず介護の業務に従事しようとする者	130時間
平成24年度以前	基 礎	基本的な視点と理念及び基礎的な知識・技術の修得を目的とした研修	今後介護職員として従事しようとする者、若しくは現在の介護職員	500時間
	1 級	主任訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術の修得を目的とした研修	2級課程修了者 (1年以上介護業務に従事)	230時間
	2 級	訪問介護員が行う業務に関する知識及び技術の修得を目的とした研修	今後訪問介護事業に従事しようとする者	130時間

◇問い合わせ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課(TEL 054-221-2314)

ホームページ: <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/kaigohoken/1040743/1002934/index.html>

◆居宅介護職員初任者研修等◆

●ホームヘルパー・同行援護従業者・移動介護従業者とは

障がい者(児)のホームヘルパーは、障害者総合支援法の障害福祉サービス事業所において、居宅介護、重度訪問介護、行動援護の障害福祉サービスを提供する方で、介護保険の介護職員初任者研修を修了している方も同様の仕事に従事することができます。

ホームヘルパーは、障がいのある方の自宅を訪問し、掃除、洗濯、買い物などの家事援助や食事、入浴、排せつなどの身体介護に関わるサービスを提供します。

同行援護従業者・移動介護従業者は、視覚に障がいのある方等が外出する際に同行し必要となる安全な誘導、コミュニケーション支援、食事、排せつなどの身体介護などの支援を行います。

●居宅介護職員初任者研修等とは

障がい者(児)のニーズに対応した必要な知識、技能を有する居宅介護従業者の養成を図ることを目的に行われる研修で、厚生労働省が定めるもの(平成18年9月29日厚生労働省告示538号)の規定に基づき実施されています。

居宅介護職員初任者研修は、介護保険上の介護職員初任者研修とほぼ同様の内容のため、すでに介護保険法の介護職員初任者研修を修了している方は、居宅介護職員初任者研修を改めて受講する必要はありません。(同行援護、全身性障害者(児)の移動介護の業務を除く。)

居宅介護の仕事の種類によって、働くことができる資格要件が決まっていますので、下記の「業務の種類と必要な資格要件」を確認してください。

プログラムには、①居宅介護職員初任者研修課程、②障害者居宅介護従業者基礎研修課程、③同行援護従業者養成研修(一般、応用課程)、④全身性障害者移動介護従業者養成研修課程、⑤行動援護従業者養成研修課程、⑥重度訪問介護従業者養成研修(基礎、追加、統合、行動障害支援課程)、⑦強度行動障害支援者養成研修(基礎研修、実践研修課程)があり、それぞれ研修時間や内容が異なります。

◇「業務の種類と必要な資格条件」

身体介護・家事援助に従事できる者 介護福祉士／障害者(児)居宅介護従業者養成研修1級～3級課程修了者／居宅介護職員初任者研修課程修了者／障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者／介護保険法の訪問介護員養成研修1～3級課程修了者／介護保険上の介護職員初任者研修課程修了者／看護師／准看護師／保健師／家庭奉仕員等講習会修了者(S58年～63年)／「みなし証明書」所有者	同行援護に従事できる者 同行援護従業者養成研修一般課程修了者／居宅介護従業者の要件を満たす者で実務経験1年以上の者／盲ろう者向け通訳助員(R9.3.31までの予定)等
移動介護(全身性障害者(児))に従事できる者 実施主体である各市町によって異なります。	行動援護に従事できる者 行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)1年以上の者／介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって実務経験2年以上の者(R9.3.31までの予定)
重度訪問介護に従事できる者 介護福祉士／障害者(児)居宅介護従業者養成研修1級～3級課程修了者／居宅介護職員初任者研修課程修了者／障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者／重度訪問介護従業者養成研修修了者／介護保険法の訪問介護員養成研修1級～3級課程修了者／介護保険上の介護職員初任者研修課程修了者／看護師／准看護師／保健師／家庭奉仕員等講習会修了者(S58年～63年)／「みなし証明書」所持者	

障害者総合支援法の施行により訪問系のサービスは、居宅介護(身体介護・家事援助)・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援と、地域生活支援事業のひとつのメニューである移動支援事業となります。

●居宅介護職員初任者研修等を受講するには

静岡県又は静岡県が指定する団体が実施する研修を受講することになります。また、受講期間は居宅介護職員初任者研修課程が8ヶ月以内、障害者居宅介護従業者基礎研修課程が4ヶ月以内、行動援護研修課程、重度訪問介護研修課程が2ヶ月以内等、強度行動障害実践課程が2ヶ月以内、強度行動障害基礎課程が1ヶ月以内となっています。

受講に当たっては、研修の実施形態、実施時期、受講期間、申込方法、会場、受講料など各実施団体に問い合わせて確認することが必要です。

●同行援護従業者養成研修の受講案内

同行援護従業者養成研修については、静岡県健康福祉部障害者支援局障害福祉課(TEL 054-221-2366)へお問い合わせください。

サービス提供責任者

◇仕事の内容

- ・訪問事業所のサービスの申し込み等の調整
- ・訪問事業所の個別支援計画の作成
- ・訪問事業所の個別支援計画の説明
- ・サービス提供後の状況把握
- ・従業者に対する技術指導
- ・従業者のサービス内容の管理
- ・介護技術の研鑽
- ・居宅支援事業者等との連携、サービス担当者会議への参加

◇要件

下記のうち、1つ以上の条件を満たしていること

- ・介護福祉士
- ・介護職員基礎研修修了者
- ・ヘルパー養成研修1級修了者
- ・ヘルパー養成研修2級又は居宅介護職員初任者研修の修了者で、実務経験が3年以上(かつ実働日数540日)の方
- ・実務者研修修了者
- ・看護師、准看護師又は保健師

※同行援護、行動援護は別途実務経験や研修要件があります。

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者

◇仕事の内容

- ・個別支援計画の作成に関する業務
- ・利用者に対するアセスメント
- ・利用者との面接
- ・個別支援計画作成に係る会議の運営
- ・利用者家族に対する個別支援計画の説明と交付
- ・個別支援計画の実施状況把握(モニタリング)
- ・定期的なモニタリング結果の記録
- ・個別支援計画の変更(修正)
- ・支援内容に関連する関係機関との連絡調整
- ・サービス提供職員に対する技術的な指導と助言
- ・自立した日常生活が可能と認められる利用者への必要な援助等

◇要件

- ・実務経験(3年～8年:業務の内容や資格により異なる)
- ・サービス管理責任者等基礎研修及び実践研修を修了
- ・相談支援従事者初任者研修(講義部分)を修了

◇実務経験、研修の実施については、下記へお問い合わせください

●実務経験

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課(TEL:054-221-3772)、政令市においては静岡市障害者支援推進課(TEL:054-221-1098)、浜松市障害保健福祉課(TEL:053-457-2860)

●研修の実施

静岡県健康福祉部障害者支援局障害者政策課(TEL:054-221-3599)

介護支援専門員

(ケアマネジャー)

◇介護支援専門員とは

介護支援専門員は、介護保険制度において居宅介護支援事業所(ケアプラン作成機関)、介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)等に置かなければならない職員で、介護保険法で規定された資格です。

その業務は、「介護を必要とする高齢者等の相談に応じ、その心身の状況にあった適切な介護サービスが利用できるように、市町村、居宅介護支援事業所、介護保険施設等においてケアプランを作成したり、連絡調整を行う」こととされています。

◇介護支援専門員が活躍する場

介護保険制度の居宅介護支援事業所(居宅サービス計画作成に関する業務を担当)、介護保険施設(施設サービス計画作成に関する業務を担当)等

◇介護支援専門員になるためには

次の4つのステップを踏むことが必要です。

第 1 ステップ

①及び②の期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上である。

①医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士(管理栄養士を含む)、又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間。

②特定施設入居者生活介護の生活相談員、地域密着型特定施設入居者生活介護の生活相談員、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の生活相談員、介護老人福祉施設の生活相談員、介護老人保健施設の支援相談員、介護予防特定施設入居者生活介護の生活相談員、計画相談支援の相談支援専門員、障害児相談支援の相談支援専門員又は生活困窮者自立相談支援事業の主任相談支援員が、当該業務に従事した期間。

第 2 ステップ

介護支援専門員実務研修受講試験に合格する

第 3 ステップ

介護支援専門員実務研修を受講する

講義・演習と、各自での介護サービス計画原案の作成実習などを行います。(研修時間 87 時間以上)

第 4 ステップ

県知事による介護支援専門員資格登録及び介護支援専門員証の交付を受ける

なお、この専門員証の有効期間は5年で、更新の際にはあらかじめ所定の研修の修了が必要となります。

◇問い合わせ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課(TEL 054-221-2317)

ホームページ

<https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/koreifukushi/kaigohoken/1040743/1002945/index.html>

保 育 士

◇保育士の資格とは

子どもたちの健全な育成を目指す児童福祉の分野を代表する資格が保育士です。戦後間もない昭和22年、児童福祉法が制定され、昭和23年、保母資格が誕生しました。昭和52年には、保父の資格も認められ、保母と同様に保育サービスの担い手として活躍が期待されるようになりました。そして児童福祉法の改正に伴い、平成15年11月29日より保育士資格は国家資格となり、地域の子育ての中核を担う専門職としての保育士の役割はますます重要となっています。

急速に少子化が進行する中、次代を担う子どもや子どもを育てる家庭を社会全体で支える次世代育成支援対策が国の基本施策として位置づけられました。これを受けて従来からの「仕事と子育ての両立支援」に加え、「男性を含めた働き方の見直し」や「地域における子育て支援」などを国を挙げて推進していきます。この施策を実現し、地域社会の期待に応えるために、保育士の活躍は不可欠です。

◇仕事の内容

保育士は、保育所や児童養護施設、障害児施設など、主に児童福祉施設で働いています。保育所で働く保育士は、子どもたちに生活習慣を身につけさせ、心身ともに健全に育つように見守ります。児童養護施設や障害児施設などの児童福祉施設で働く保育士は、子どもたちが社会的に自立できるよう日常生活の指導や援助を行います。

◇資格の将来性

平成27年度から、子ども・子育て支援新制度がスタートしました。従来からの「仕事と子育ての両立支援」だけではなく、すべての子育て家庭に対する支援を積極的に行う仕組みです。この制度改革に伴い保育の専門職である保育士の資格をもった人材は、今後ますます求められていくことになります。

◇保育士が活躍する場

●保育所の保育士として活躍する

保育士の資格をもっている人の多くが、保育所で働いています。乳幼児を預かる保育所は、保育が必要な子どもたちの保護と育成に大きな役割を果たしています。

●母子生活支援施設の保育士として活躍する

母子家庭のための施設が母子生活支援施設です。ここでは、親子に対する生活指導が仕事になります。

●児童厚生施設の保育士として活躍する

児童遊園や児童館などで、地域社会の子どもたちに遊びの指導にあたります。

●児童養護施設の保育士として活躍する

何らかの理由で親元を離れて暮らす子どもたちなどを預かるのが児童養護施設です。保育士は施設の中で子どもたちの生活全般にわたって指導・援助にあたります。

●障害児入所施設の保育士として活躍する

保育士の仕事は、知的障がいのある子どもや医療的ケアが必要な障がいのある子どもたちの日常生活を援助するのが役目です。

●幼保連携型認定こども園で保育教諭として活躍する

幼稚園教諭免許と保育士資格の両方をもっている人は、幼保連携型認定こども園で、保育教諭として子どもの教育及び保育にあたります。

◇保育士になるためには

保育士の資格を取得するためには、大きくわけて次の2つの方法があります。

●養成学校を卒業して取得するコース(国家試験不要)

都道府県知事の指定する指定保育士養成施設(保育課程をもつ)を卒業する

①大学、②短期大学、③専門学校、④保育士養成施設

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
常葉大学	静岡市駿河区	054-297-6134	保育学部保育学科4年	160名
静岡大学	静岡市駿河区	054-237-1111	教育学部学校教育教員養成課程4年	20名
静岡英和学院大学	静岡市駿河区	054-261-9201	人間社会学部コミュニティ福祉学科4年	60名
静岡福祉大学	焼 津 市	054-623-7451	子ども学部子ども学科4年	70名
静岡産業大学	磐 田 市	0538-37-0191	経営学部心理経営学科4年	50名
常葉大学	浜松市浜南区	053-428-3511	健康プロデュース学部こども健康学科4年	50名
浜松学院大学	浜松市中央区	053-450-7000	子どもコミュニケーション学科4年	70名
聖隷クリストファー大学	浜松市中央区	053-439-1400	国際教育学部こども教育学科4年	50名
静岡県立大学短期大学部	静岡市駿河区	054-202-2600	社会福祉学科社会福祉専攻2年・こども学科2年	50名
常葉大学短期大学部	静岡市駿河区	054-297-6134	保育科2年	150名
浜松学院大学短期大学部	浜松市中央区	053-473-6100	幼児教育科2年	140名
静岡福祉医療専門学校	静岡市駿河区	054-280-0173	子ども心理学科3年	40名
静岡こども福祉専門学校	磐 田 市	0538-32-5183	こども未来学科2年	40名
東海こども専門学校	浜松市中央区	053-413-2006	こども学科2年	40名
浜松未来総合専門学校	浜松市中央区	0120-731-139	未来こども科3年	40名
※ 沼津情報・ビジネス専門学校	沼 津 市	0120-200-402	こども医療保育科3年	20名
※ 静岡産業技術専門学校	静岡市葵区	0120-618-255	こども保育科3年	20名

※ 保育士養成施設としての指定は、併修している近畿大学九州短期大学教育通信部(福岡県管轄)に対してなされている。

●保育士試験を受験するコース

(以下の受験資格を満たし、試験に合格する)

- ⑤短期大学を卒業した者又はそれと同等以上の者
(卒業見込みの者も含む)
- ⑥高等学校を卒業した後、児童福祉施設等において2年以上
かつ2,880時間以上児童の保護に従事した者
- ⑦平成8年3月31日以前に高等学校の保育科を卒業した者
- ⑧平成3年3月31日以前に高等学校を卒業した者
- ⑨児童福祉施設において5年以上児童の保護に従事した者

* その他にも受験資格が認められる場合がありますので、詳細については保育士試験事務センターにお問い合わせください。

◇保育士試験科目

筆記試験／保育原理、教育原理及び社会的養護、子ども家庭福祉、社会福祉、保育の心理学、子どもの保健、子どもの食と栄養、保育実習理論

実技試験／保育実習実技(音楽、造形、言語に関する技術のうち2分野を選択する。)

◇一般的な資格取得コース

●保育士登録や保育士証についての問い合わせ先

都道府県知事委託 保育士登録機関

登録事務処理センター

(社会福祉法人 日本保育協会)

〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-2

TEL 03-3262-1080

◇問い合わせ先

一般社団法人

全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

〒171-8536 東京都豊島区高田 3-19-10

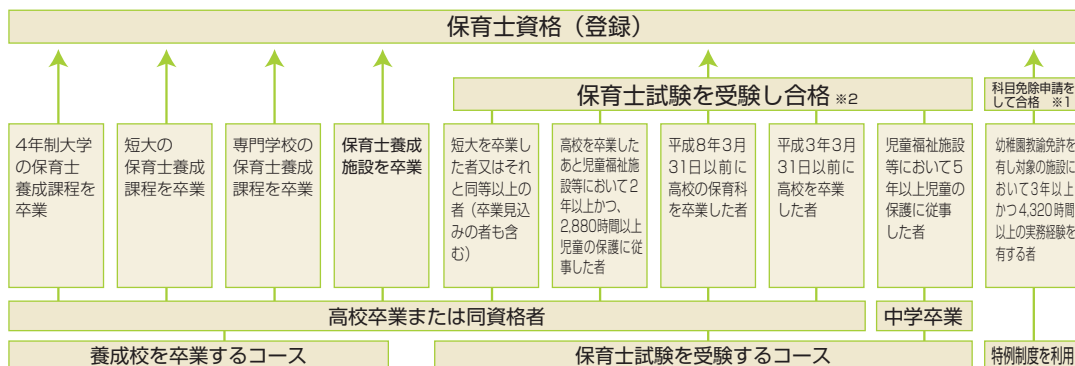
TEL 0570-00-4194

ホームページ <http://www.hoyokyo.or.jp/exam/>

静岡県健康福祉部こども未来局 こども未来課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2928



※1 指定保育士養成施設における「学び」を行うことにより該当の試験科目が免除される。

※2 社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士の資格をお持ちの方は、免除申請をすることにより、一部の科目が免除される。

◇その他 ●静岡県保育士修学資金等貸付制度

① 保育士修学資金貸付事業

指定保育士養成施設を卒業後、保育士として登録し、県内の児童の保護等の業務に従事しようとする方に修学資金を貸与する制度です。

対 象 者	卒業後、静岡県内において5年以上「児童の保護等」に従事しようとする方 ① 静岡県内に住所を有している方 ② 静岡県内に所在する養成施設に在学する方 ③ 静岡県外の養成施設に在学しているが、卒業後県内の指定施設で働く意思がある方
貸 付 額	月額 5万円 (最大2年間貸付)、入学準備金 20万円、就職準備金 20万円
利 子	無利子 (ただし、修学資金返還が遅延した時には延滞利子がつきます。)
返還免除	養成施設を卒業した日から1年以内に、保育士登録を行い、静岡県内の指定施設において5年間継続して児童の保護等に従事した場合は、返還を全額免除します。 ※上記の条件を満たさない場合でも、貸与を受けた期間以上かつ2年間以上引き続いて児童の保護等に従事した場合は、一部免除を受けられる場合があります。
返 還	卒業後、静岡県内で児童の保護等に従事しなかった場合や従事期間が5年未満の場合などは修学資金を返還することになります。 ① 返還期間は貸付けを受けた期間の2倍に相当する期間 (4年以内)。 ② 返還方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払

※募集・申込方法については、各養成施設に通知しますので、養成施設を通じて申し込んでください。

② 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士で、保育所等に新たに勤務することが決定している、もしくは産休又は育休から復帰する方に保育料の一部を貸付する制度です。

対 象 者	未就学児を持ち、次の条件をすべて満たす保育士の方 ① 子どもが保育所等を利用することが決まっている方 ② 保育所等に新たに勤務することが決定している、もしくは産休又は育休から復帰する方 ③ 保育士として週20時間以上勤務し、2年以上継続して県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する方
貸 付 額	保育料の半額 (月額2万7千円以内)
利 子	無利子 (ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。)
貸与期間	1年間を限度とする。
返還免除	静岡県内の保育所等において、2年間継続して児童の保護等に従事した場合は、返還を全額免除します。
返 還	① 返還期間は2年以内 (貸付期間の2倍に相当する期間) ② 返還方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払

※内容は変更となる場合があります。
詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

③ 就職準備金貸付事業

保育士資格を有しているが保育士として勤務していない方又は勤務経験のない方に、就職のための準備に必要な費用を貸付する制度です。

対 象 者	次の条件をすべて満たす保育士の方 ① 保育所等を離職した、又は保育所等に勤務したことがない方 ② 保育士として週20時間以上勤務し、2年以上継続して県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する方
貸 付 額	就職準備金として20万円以内
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸与期間	1回限り
返還免除	静岡県内の保育所等において保育士として2年間継続して児童の保護等に従事した場合は、返還を全額免除します。
返 還	① 返還期間は2年以内 ② 返還方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払

※内容は変更となる場合があります。
詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

④ 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付事業

未就学児を持つ保育士に、子どもの預かり支援事業利用料金の一部を貸付することにより、継続勤務を支援する制度です。

対 象 者	未就学児を持ち、次の条件をすべて満たす保育士の方 ① 子どもが保育所等を利用している、もしくは利用することが決定している方 ② 静岡県内の保育所等に勤務している、もしくは勤務することが決定している方 ③ 2年以上継続して県内の保育所等において児童の保護等に従事する意思を有する方
貸 付 額	ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業、その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額（年額12万3千円以内）
利 子	無利子（ただし、返還が遅延した時には延滞利子がつきます。）
貸与期間	2年間を限度とする。
返還免除	静岡県内の保育所等において、2年間継続して児童の保護等に従事した場合は、返還を全額免除します。
返 還	① 返還期間は4年以内（貸付期間の2倍に相当する期間） ② 返還方法は、月賦、半年賦の均等払又は一括払

※内容は変更となる場合があります。
詳細は、静岡県社会福祉協議会にお問い合わせください。

＜保育士修学資金等貸付事業に関するお問い合わせ先＞

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 生活支援部 生活支援課
〒420-8670 静岡市葵区駿府町1-70 TEL:054-254-5244

精神保健福祉士

◇精神保健福祉士とは

精神保健福祉士の資格は、精神障がい者の社会参加と社会復帰を促進する目的で平成10年4月より創設された国家資格です。精神保健福祉士は、令和6年4月からは法改正により「精神障がい者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神科病院その他の医療施設において精神障がいの医療を受け、若しくは精神障がい者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の地域相談支援の利用に関する相談その他の社会復帰に関する相談又は精神障がい者及び精神保健に関する課題を抱える者の精神保健に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者」として、「精神保健に関する課題を抱える者」の相談対応や生活支援などを行うことも明確化されています。

実質的内容として病院では、療養上の問題解決にむけて関係諸機関との連絡・調整を図ったり、患者・家族との面接を行い環境調整に努めたり、その人らしい生活を獲得できるよう援助を行っています。特に社会資源の活用を支援することは重要です。保健所においては、断酒会活動への援助、地域訪問活動、関係諸機関との連絡、社会資源の開拓、地域家族会などへの参画、その他講習会・啓蒙活動などがあります。

精神保健福祉士になるには何よりも「人間理解」が必要です。心理学や医学の基礎知識も必要ですが、あくまでも社会福祉の専門職です。

◇精神保健福祉士が活躍する場

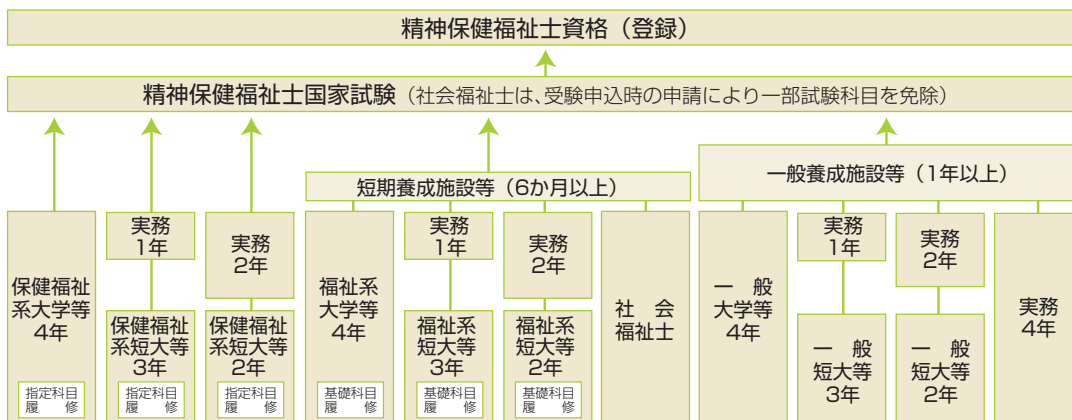
精神保健福祉士は病院、診療所、精神保健福祉センター、保健所、障害福祉サービス等事業所、保護観察所など、公私の精神医療、精神保健福祉の領域において、ソーシャルワークを行う専門職です。

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡福祉大学	焼 津 市	054-623-7451	社会福祉学部 福祉心理学科4年	80名
聖隷クリストファー大学	浜松市浜名区	053-439-1401	社会福祉学部 社会福祉学科4年	40名

◇問い合わせ先

公益財団法人社会福祉振興・試験センター	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1-5-6 SENPOS ビル TEL 03-3486-7521 ホームページ https://www.sssc.or.jp/
公益社団法人日本精神保健福祉士協会	〒160-0015 東京都新宿区大京町23-3 四谷オーキッドビル7F TEL 03-5366-3152 ホームページ https://www.jamhsw.or.jp/
一般社団法人日本ソーシャルワーク教育学校連盟	〒108-0075 東京都港区港南4-7-8 都漁連水産会館6階 TEL 03-5495-7242 ホームページ http://www.jaswe.jp/



看護師・准看護師

看護の仕事は、科学的な知識や技術をもとに、人々の健康を守り、生活を豊かにする大切な仕事です。看護の職種には、保健師、助産師、看護師及び准看護師があります。保健師、助産師になるためには、看護師の資格が必要となります。

◇看護師・准看護師とは

看護師は、(厚生労働大臣の免許を受け)専門的な知識や技術によって患者の療養上の世話、医師の診療補助をすることが基本的な仕事です。

准看護師は、(都道府県知事の免許を受け)医師や看護師の指示を受けて看護の仕事を行います。

◇看護師・准看護師が活躍する場

病院や診療所ばかりでなく、高齢者福祉施設・事業所をはじめ、身体障害者施設、知的障害者施設、障害児施設、乳児院、保育所など多くの福祉施設・事業所に広がっています。また訪問看護など、在宅ケアのニーズが増えていることや介護予防への取り組みなど、地域社会に広く展開されています。

◇看護師になるためには

看護師は、養成施設を卒業後、国家試験に合格することで看護師の免許が取得できます。

- ① 高校を卒業してから、大学(4年)、短期大学(3年)、養成所施設(3年)にすすむコース

県内養成施設(看護大学)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
順天堂大学	三 島 市	055-991-3111	保健看護学部	160名
静岡県立大学	静岡市駿河区	054-264-5007	看護学部	120名
常葉大学(静岡水落キャンパス)	静岡市葵区	054-297-3200	健康科学部看護学科	80名
浜松医科大学	浜松市中央区	053-435-2205	医学部看護学科	60名
聖隷クリストファー大学	浜松市浜名区	053-439-1401	看護学部看護学科	150名
東都大学	沼 津 市	055-922-6688	沼津ヒューマンケア学部看護学科	100名

県内養成施設(看護師養成所3年課程)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
湘南医療大学附属下田看護専門学校	下 田 市	0558-25-2211	看護学科	30名
静岡医療センター附属静岡看護学校	駿東郡清水町	055-976-5455	看護学科	40名
静岡県立看護専門学校	駿東郡清水町	055-971-2135	看護1学科	80名
沼津市立看護専門学校	沼 津 市	055-951-3500	看護学科	30名
御殿場看護学校	御 殿 場 市	0550-84-5200	看護学科	36名
富士市立看護専門学校	富 士 市	0545-64-3131	看護学科	40名
JA静岡厚生連するが看護専門学校	富 士 市	0545-56-0550	看護学科	35名
静岡市立清水看護専門学校	静岡市清水区	054-336-1136	看護学科	40名
静岡市立静岡看護専門学校	静岡市駿河区	054-288-1230	看護学科	40名
静岡済生会看護専門学校	静岡市駿河区	054-285-5914	看護学科	40名
組合立静岡県中部看護専門学校	焼 津 市	054-629-4311	看護学科	40名
島田市立看護専門学校	島 田 市	0547-37-0987	看護学科	40名
東海アクシス看護専門学校	袋 井 市	0538-43-8111	看護学科	60名
浜松市立看護専門学校	浜松市中央区	053-455-0891	看護学科	70名
JA静岡厚生連浜松厚生看護専門学校	浜松市中央区	053-401-6525	看護学科	40名
静岡医療科学専門大学校	浜松市浜名区	053-585-1551	看護学科	60名

②中学卒業後、高等学校看護学科(3年)と看護専攻科(2年)で学ぶコース

県内養成施設(高校5年一貫看護師養成課程)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
浜松修学舎高等学校	浜松市中央区	053-461-7356	看護科・看護専攻科	70名

③准看護師の資格をもつ者が、看護短期大学(2年、高卒者に限る)、養成所(2年、定時制コース3年)にすすむコース

県内養成施設(看護師養成所2年課程)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡県立看護専門学校	駿東郡清水町	055-971-2135	看護2学科	40名

④准看護師免許取得後7年以上の就業経験を有する者が、通信制(2～3年)にすすむコース

◇准看護師になるためには

准看護師は、准看護師養成所を卒業後、各都道府県が実施する試験に合格することで准看護師の免許が取得できます。

① 中学校卒業後、養成所で学ぶコース

② 中学校卒業後、高校衛生看護科(3年)で学ぶコース(静岡県内にはありません)

県内養成施設(准看護師)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
浜松市医師会看護高等専修学校	浜松市中央区	053-452-6917	准看護学科	50名

◇看護師・准看護師試験科目

看護師／人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、地域・在宅看護論、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学及び看護の統合と実践

准看護師／人体の仕組みと働き、栄養、薬理、疾病の成り立ち、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

◇問い合わせ先

○看護師等国家試験に関すること

厚生労働省医政局医事課試験免許室

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

TEL 03-5253-1111(代表)

厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>) 資格・試験情報

○准看護師試験に関すること

静岡県健康福祉部医療局地域医療課

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号

TEL 054-221-2407

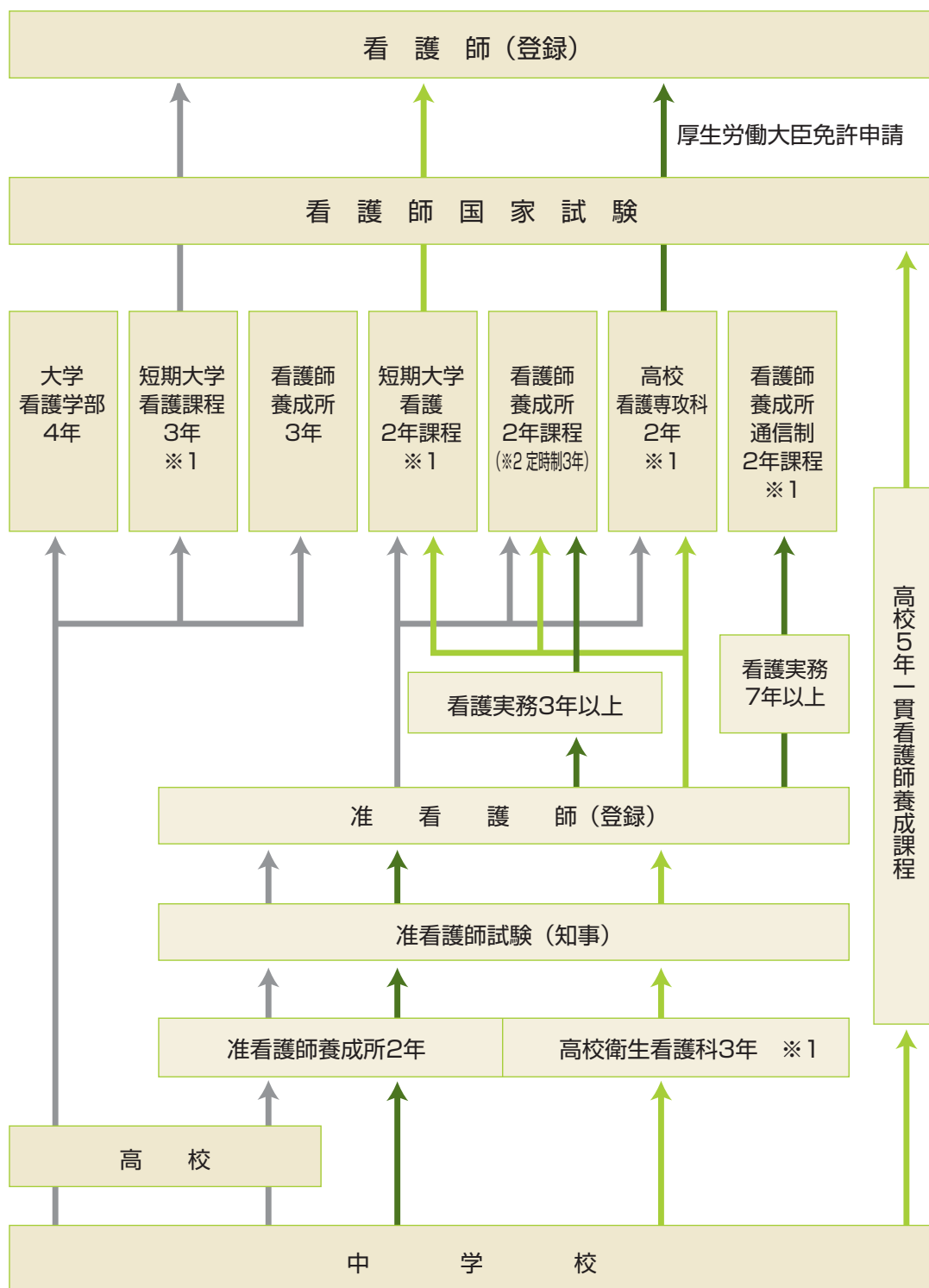
◇その他

●静岡県看護職員修学資金

看護系大学及び看護専門学校に在学し、卒業後県が定める医療施設において業務に従事しようとする方に、修学資金を貸与する制度があります。

詳細は上記の 静岡県健康福祉部 医療局 地域医療課にお問い合わせください。

◇一般的な資格取得コース



※1 県内に対象となる養成施設はありません。
 ※2 県内に定時制3年はありません。

理学療法士

(PT = Physical Therapist)

◇理学療法士の資格とは

理学療法士は、身体に障がいのある人に、基本的動作能力の回復を図るための運動療法、物理療法等の理学療法を行い、事故や病気で失われた運動機能を回復させ、日常生活動作(ADL)の改善を図り、最終的にはQOL(生活の質)の向上をめざします。最近では介護予防や健康増進、スポーツ等の分野においても活躍しています。

◇理学療法士が活躍する場

社会福祉の分野では、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、障害者支援施設、特別養護老人ホームのほか、医療保健の分野では病院やリハビリテーションセンター、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーションなど。

◇理学療法士になるためには

下記の理学療法士国家試験受験資格を有する者が国家試験に合格したのち、理学療法士免許が受けられます。

①養成施設において、3年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格した者

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
常葉大学静岡水落キャンパス	静岡市葵区	054-297-3200	健康科学部静岡理学療法学科4年	60名
聖隷クリストファー大学	浜松市中央区	053-439-1400	リハビリテーション学部 理学療法学科4年	40名
常葉大学浜松キャンパス	浜松市浜名区	053-428-3511	保健医療学部 理学療法学科4年	40名
静岡東都医療専門学校	伊豆の国市	055-947-5311	理学療法学科4年	40名
専門学校中央医療健康大学校	静岡市駿河区	054-202-8700	理学療法学科4年	40名
専門学校富士リハビリテーション大学校	富 士 市	0545-55-3888	理学療法学科4年	40名
静岡医療科学専門学校	浜松市浜名区	053-585-1551	理学療法学科3年	60名

②外国の理学療法士に関する学校等を卒業、又は免許を取得した者で、①と同等以上の知識・技能があると厚生労働大臣が認めた者

◇理学療法士国家試験科目

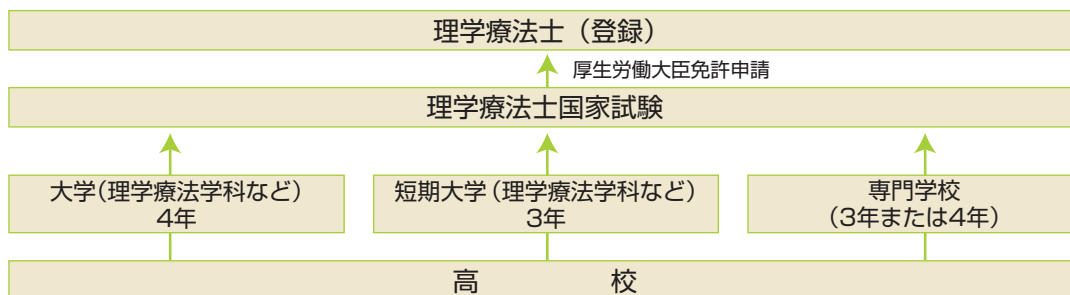
解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、臨床医学大要(人間発達学含む)、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論含む)、理学療法

◇問い合わせ先

○免許や制度について
厚生労働省医政局医事課試験免許室
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2
TEL 03-5253-1111

○理学療法について
公益社団法人静岡県理学療法士会
〒422-8067 静岡市駿河区南町10番5号
地建南町ビル1階
TEL 054-266-5674

◇一般的な資格取得コース



作業療法士

(OT = Occupational Therapist)

◇作業療法士とは

作業療法士は、人々の健康と幸福を促進するために、医療、保健、福祉、教育、職業などの領域で行われ作業に焦点を当てた治療、指導、援助を行うリハビリテーション専門職である。作業とは、対象となる人々にとって目的や価値を持つ生活行為を指す。

◇作業療法士が活躍する場

社会福祉の分野では児童発達支援センターや放課後等デイサービス等の障害児通所支援、就労系サービスや生活介護等の障害福祉サービス事業所、介護老人保健施設やデイ・ケア、リハビリテーション病院や精神科病院、学校や刑務所など。

◇作業療法士になるためには

下記の作業療法士国家試験受験資格を有する者が合格したのち、免許が受けられます。

作業療法士養成施設において、3年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得した者

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
聖隷クリストファー大学	浜松市中央区	053-439-1401	リハビリテーション学部 作業療法学科4年	30名
常葉大学浜松キャンパス	浜松市浜名区	053-428-3511	保健医療学部 作業療法学科4年	40名
専門学校富士リハビリテーション大学校	富 士 市	0545-55-3888	作業療法学科4年	40名
静岡医療科学専門学校	浜松市浜名区	053-585-1551	作業療法学科3年	30名

◇作業療法士国家試験科目

解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学(リハビリテーション概論含む)、臨床医学大要(人間発達学含む)、作業療法

◇問い合わせ先

厚生労働省医政局医事課試験免許室

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2

TEL 03-5253-1111

一般社団法人日本作業療法士協会

〒111-0042 東京都台東区寿 1-5-9 盛光伸光ビル

TEL 03-5826-7871

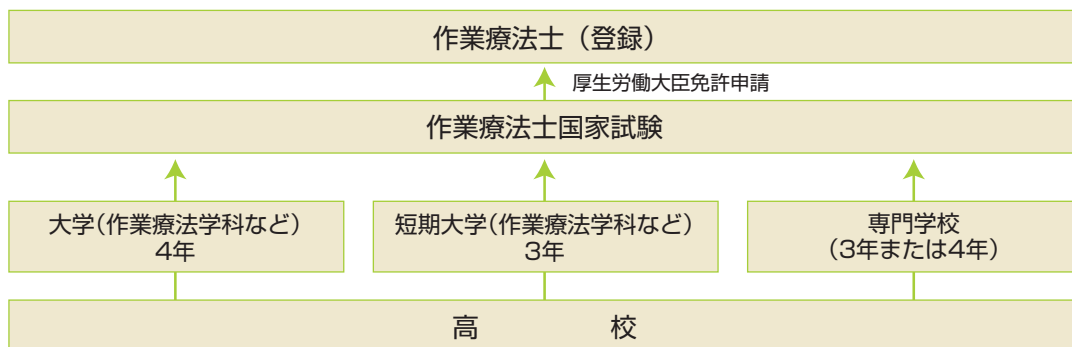
公益社団法人静岡県作業療法士会

〒420-0033 静岡県静岡市葵区昭和町 9-5

第2大石ビル8F

TEL 054-266-6561 FAX 054-266-6569

◇一般的な資格取得コース



言語聴覚士

(ST = Speech-language-hearing therapist)

◇言語聴覚士の資格とは

言語聴覚士は、何らかの原因で難聴、失語、言語発達遅滞など言語・聴覚の障がいをもつ人および摂食・嚥下に問題のある人に対し、専門的な訓練・指導を行い、機能回復や障がいの軽減を図る専門職で、国家資格です。

言語聴覚士はことばによるコミュニケーションに障がいがある方に専門的なサービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する仕事です。

言語聴覚士には、知識や技術にとどまらず、表現したくてもしづらい方々の思いを受け止めることの出来る豊かな人間性とそうした思いを上手に引き出す力が求められます。

◇言語聴覚士が活躍する場

リハビリテーション科、耳鼻咽喉科を中心とした病院・診療所などの医療施設、介護老人保健施設などの介護施設、児童発達支援センター・言語聴覚障害更生施設を中心とした福祉施設、保健所、特別支援学級などの教育機関でも今後活躍することが期待されています。

◇言語聴覚士になるためには

高校卒業後、大学、短大、養成所などで言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得します。

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
聖隷クリストファー大学	浜松市中央区	053-439-1401	リハビリテーション学部 言語聴覚学科	25名

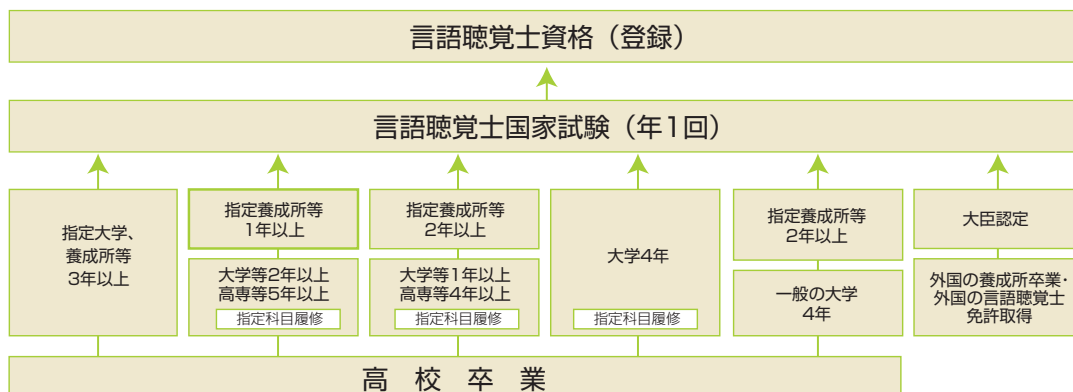
◇言語聴覚士国家試験科目

基礎医学、臨床医学、臨床歯科学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学、聴覚障害学

◇問い合わせ先

公益財団法人医療研修推進財団
〒105-0003 東京都港区西新橋 1-6-11
西新橋光和ビル 7 階
TEL 03-3501-6592
一般社団法人日本言語聴覚士協会
〒162-0814 東京都新宿区新小川町 6-29
アクロポリス東京 9 階
FAX 03-6280-7629
ホームページ <https://www.japanslht.or.jp>

◇一般的な資格取得コース



歯科衛生士

◇歯科衛生士の資格とは

歯・口腔は「自分の歯でおいしく食べる」、「楽しく会話する」など、人々の健康な生活を支えるために大切な役割を果たしています。歯科衛生士は、その大切な歯・口腔を守るスペシャリストです。近年、「歯・口腔の健康と全身の健康の関係」が明らかになり、歯科衛生士への期待は高まっています。

以前、歯科衛生士は女性のみの資格だったため、有資格者のほとんどが女性ですが、現在は男性にも資格が認められ、男性歯科衛生士も少しずつ増えています。

歯科衛生士は国家資格の専門職です。歯科疾患の予防及び口腔衛生の向上を図る（歯科衛生士法第1条）ことを目的として、次の三つの業務、歯科予防処置・歯科診療の補助・歯科保健指導を行うことが法律に定められており、それぞれに専門性の高い知識・技術を必要とします。

◇歯科衛生士になるためには

高等学校を卒業後、歯科衛生士養成施設（専門学校、短期大学、大学）において、歯科衛生士として求められる知識や技術を学びます。教育年限は3年以上（専門学校、短期大学は3年課程、大学は4年課程）です。卒業すると国家試験（歯科衛生士国家試験）の受験資格が得られます。国家試験の合格者は歯科衛生士の免許登録を行い、歯科衛生士免許証が交付されると歯科衛生士として働くことができます。

◇歯科衛生士国家試験科目

人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論並びに歯科診療補助論。

◇問い合わせ先

国家試験の問い合わせ先

一般財団法人 歯科医療振興財団

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-20

歯科医師会館内

TEL:03-3262-3381 FAX:03-3262-2179

<http://www.dc-training.or.jp/>

歯科衛生士について

特定非営利活動法人 静岡県歯科衛生士会

〒422-8006 静岡県静岡市駿河区曲金三丁目3番10号

静岡県歯科医師会館3F

TEL/FAX : 054-281-3081

e-mail:info@sdha.jp <http://www.sdha.jp>

視能訓練士

◇視能訓練士とは

視能訓練士は「視能、視る能力」を守る医療専門職です。1971年に国家資格として法制化されました。視能訓練士の主な業務は大きく4つに分類されます。

- 1 視能矯正：弱視や斜視などの両眼視機能障がいに対する視能検査や視能訓練を行います。
- 2 視能検査：多様な眼科検査を幅広く担い、医師の診断や治療に必要なデータを提供します。
- 3 健診（検診）：3歳児健康診査や生活習慣病検診等に参加し、眼疾患の早期発見に貢献します。
- 4 ロービジョンケア：視覚障がいがあり日常生活に支障をきたしている人に対し視覚補助具の選定等を行い生活の質の改善を支援します。

◇視能訓練士になるためには

所定の養成施設で視能訓練士として必要な知識及び技能を修得し、国家試験に合格することが必要です。

高校卒業の場合は3年制以上、大学・短期大学又は看護師や保育士の養成校で指定科目を履修して卒業した場合には1年制以上の学校で学ぶ必要があります。

◇視能訓練士国家試験科目

基礎医学大要、基礎視能矯正学、
視能検査学、視能障害学及び視能訓練

◇問い合わせ先

公益社団法人日本視能訓練士協会

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町1-8-5 新神田ビル2階

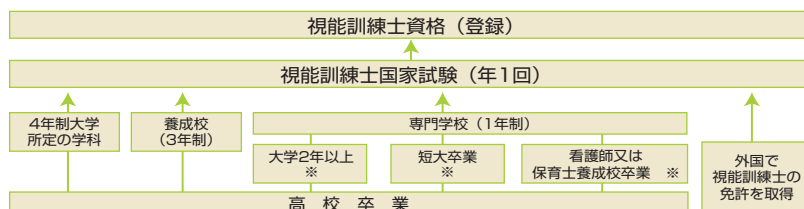
TEL 03-5209-5251 URL <https://www.jaco.or.jp>

厚生労働省医政局医事課試験免許室

〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2

TEL 03-5253-1111(代)

◇一般的な 資格取得コース



※厚生労働大臣の指定する科目を修めた者

義肢装具士

◇義肢装具士の資格とは

義肢装具士は、何らかの障がい等で失った手足の機能の代わりをする義肢、コルセットなどの治療を目的にした装具を製作し、利用者が日常生活を送るうえで必要な機能を補完し、社会復帰を促進するリハビリテーションを行う専門職で国家資格です。

リハビリテーション医療の普及や、医学、工学の急速な進歩により、義肢装具の開発・製作も大きく変化し、高い専門性が求められています。

素材や設計、デザインなどの知識・技術、整形外科やリハビリテーションなどの基礎知識も必要になります。

◇義肢装具士になるためには

義肢装具士の資格を取得するためには、厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成校において3年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得し、義肢装具士国家試験に合格する必要があります。

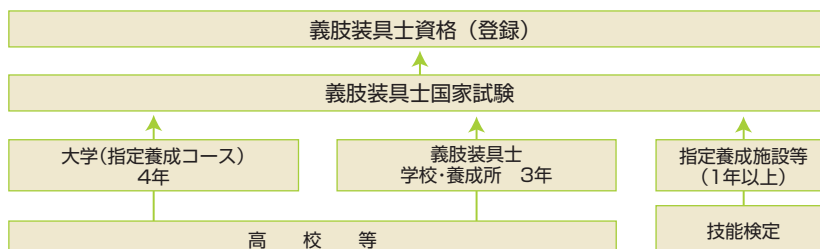
◇義肢装具士国家試験科目

臨床医学大要(臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。)、義肢装具工学(図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学)、義肢装具材料学(義肢装具材料力学含む。)、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学及び義肢装具適合学

◇問い合わせ先

公益財団法人テクノエイド協会 試験研修部試験室
〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸 1-1
セントラルプラザ 4 階
TEL 03-3266-6884

◇資格取得コース



臨床心理士

◇臨床心理士の資格とは

臨床心理士はこころの問題や悩みを解決するために、臨床的な心理学の技法を用い心理療法を行う専門資格です。心理に携わる専門職は、所属する職場によって心理相談員、心理カウンセラー、心理判定員などと呼ばれていますが、臨床心理士はこれらの専門職を日本臨床心理士資格認定協会が認定試験をもって認定する資格です。また、この資格は終身のものではなく5年ごとの更新が必要です。

臨床心理士の資格認定制度が確立され、41,883名(2024年4月)の有資格者が生まれ、それぞれ活躍しています。これは「こころの専門家」を受け入れようとする社会的ニーズがいかに高いかということを物語っています。

特にこれからは管理体制の高度化、国全体の都市化、産業構造の変化など「こころの健康」を維持していくには厳しい状況になることが予想され、ストレス社会と呼ばれる現代、臨床心理士の社会的な役割はますます大きくなっていきます。

◇臨床心理士になるためには

臨床心理士になるには、公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の資格試験に合格することが必須要件となります。ただし、資格試験を受けるためには、あらかじめ臨床心理士養成に関する指定大学院または専門職大学院の修了を基本モデルとする“受験資格”の取得者が対象となります。

◇試験科目

●受験資格基準

臨床心理士の認定試験を受けるには、公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会が定めた以下7種の受験資格基準のいずれかに該当し、かつ、これらに関する所定の必要証明資料を提出できることが条件となっています。

◇問い合わせ先

公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会
〒113-0034 東京都文京区湯島 1-10-5 湯島D&Aビル 3 階 TEL 03-3817-0020
ホームページ <http://fjcbcp.or.jp/>

管理栄養士・栄養士

◇管理栄養士・栄養士とは

管理栄養士は厚生労働大臣の免許を受けて、管理栄養士の名称を用いて、傷病者に対する療養のため必要な栄養の指導、個人の身体の状態、栄養状態等に応じた高度の専門的知識及び技術を要する健康の保持増進のための栄養の指導並びに特定多数人に対して継続的に食事を供給する施設における利用者の身体の状態、栄養状態、利用の状態等に応じた特別の配慮を必要とする給食管理、これらの施設に対する栄養改善上必要な指導等を行うことを業とする専門職です。

栄養士は都道府県知事の免許を受けて、栄養士の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする専門職です。

◇管理栄養士・栄養士が活躍する場

医療施設(病院等)、福祉施設(特別養護老人ホーム、保育所等)、学校(小・中学校等)、事業所、行政(保健所・市町保健センター等)など。

◇管理栄養士・栄養士になるためには

管理栄養士免許を取得できる者

管理栄養士国家試験受験資格を有する者が合格すると免許が取得できる。

栄養士免許を取得できる者

栄養士養成施設において2年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者

県内養成施設(管理栄養士)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡県立大学	静岡市駿河区	054-264-5008	食品栄養科学部栄養生命科学科4年	25名
常葉大学	浜松市浜名区	053-428-3511	健康プロデュース学部健康栄養学科4年	80名

県内養成施設(栄養士)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
日本大学短期大学部	三 島 市	055-980-0802	食物栄養学科2年 令和7年度募集停止	100名
静岡英和学院大学短期大学部	静岡市駿河区	054-261-9201	食物栄養学科2年	80名

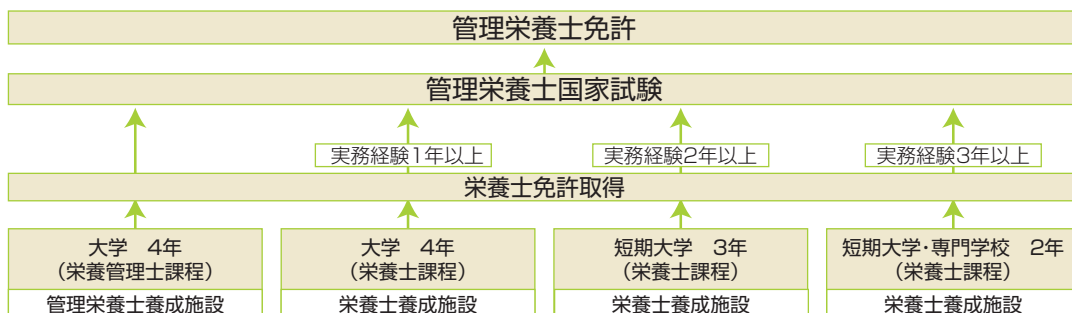
◇管理栄養士国家試験科目

社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養学、給食経営管理論

◇問い合わせ先

厚生労働省健康・生活衛生局健康課栄養指導室
 管理栄養士国家試験担当
 TEL 03-3595-2440
 ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>
 静岡県健康福祉部健康局健康増進課
 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号
 TEL 054-221-2779

◇一般的な資格取得コース



注) 夜間の学校や通信教育では、栄養士免許を取得することはできません。

※令和6年12月時点

公認心理師

◇公認心理師の資格とは

公認心理師とは、保健医療、福祉、教育その他の分野において心理学に関する専門的知識及び技術により、心理に関する支援を要する人やその周辺の人との相談、助言、援助を行う心理専門職の国家資格です。心の健康に関する知識の普及を図るための教育や情報提供も業務として位置付けられています。2017年に公認心理師法が施行され新たに、誕生した心理に関わる唯一の国家資格です。

◇公認心理師が活躍する場

病院や精神保健福祉センター(医療・保健)、学校や教育センター(教育)、児童相談所や福祉施設(福祉)、刑務所や警察関係(司法・犯罪)、企業内の相談室や職業相談所(産業・労働)等、さまざまな分野で心理的支援を行っています。

◇公認心理師になるためには

公認心理師養成の4年生大学において必要な科目を修めて卒業した後、養成大学院へ進学し2年間で必要科目を修める、あるいは指定された施設(現在全国で9か所(2024年12月20日時点)※、静岡県では「医療法人社団至空会メンタルクリニック・ダダ」が指定施設として認定を受けています。)で2年以上(標準3年)の実務経験を積むことで国家試験受験資格を取得できます。

※資格取得のルートについては、「一般財団法人日本心理研修センター」のホームページをご参照ください。

※なお、区分C、特別措置として区分D～Gまでの受験資格認定ルートが設定されていましたが、特例措置が、2022年9月14日に終了しました。そのため、第6回以降の公認心理師試験は区分Gで受験することはできません。(2024年12月20日時点)

◇公認心理師国家試験科目

公認心理師として具有すべき知識及び技能

県内養成施設

名 称	所在地	電 話	コ ー ス
静岡大学 静岡大学大学院	静岡市駿河区	054-238-4267	大 学：人文社会科学部 社会学科 大学院：人文社会科学研究科
常葉大学 常葉大学大学院	静岡市駿河区 浜松市浜名区	054-263-1126 053-428-6736	大 学：教育学部 心理教育学科 大学院：健康科学研究科
静岡英和学院大学	静岡市駿河区	054-261-9322	人間社会学部 人間社会学科 人間社会学部 コミュニティ福祉学科
静岡福祉大学	焼 津 市	054-623-7451	社会福祉学部 福祉心理学科
聖隷クリストファー大学	浜松市中央区	053-439-1400	社会福祉学部 社会福祉学科 福祉心理コース 国際教育学部 こども教育学科 心理・教育系

※定員など詳細は各大学にお問い合わせ下さい

◇国家試験の受験や登録について

一般財団法人日本心理研修センター
〒112-0006 東京都文京区小日向 4丁目 5-16
TEL 03-6912-2655(平日10:00～17:00)
ツインヒルズ茗荷谷10階 <https://www.jccpp.or.jp>

◇問い合わせ先

一般社団法人静岡県公認心理師協会
(旧：静岡県臨床心理士会)
〒422-8066 静岡市駿河区泉町 3-6
サンシティ泉 301号室
TEL・FAX 054-284-1450
<https://cppshizuoka.xsrv.jp/>

医療ソーシャルワーカー

(MSW = Medical Social Worker)

◇医療ソーシャルワーカーとは

医療ソーシャルワーカー(MSW)の役割は、保健・医療問題、患者・家族の心理・社会的問題に対して相談に応じたり、専門的な技術を用いて援助することにあります。他方、関係諸機関や所属する機関内の職員との連携・調整に務め、その解決を図る社会福祉の専門職です。

業務については、病院・施設の目的、機能、方針などにより一定ではありませんが、2002年に厚生労働省が提示した「医療ソーシャルワーカー業務方針」によれば、心理的・社会的問題の解決調整援助や退院援助など6つの業務を示しています。

対象者のニーズ沿った相談活動のためには、ある程度の病気や治療、リハビリテーションなどの医学的な知識が求められることもありますが、ソーシャルワーカーとしての技術や知識が基本となります。

◇医療ソーシャルワーカーが活躍する場

MSWの多くは病院などの入院や入所を扱う機関・施設で働いていますが、近年は、入院設備を持たない診療所や相談機関などにも活躍の場が広がっています。また、病院の中においても、退院支援業務などの個別支援以外にも患者サービスの向上につながる活動や地域医療のネットワークづくりなどを中心に活躍するMSWも出てくるようになりました。近年では、地域包括ケアシステムの構築のためにいろいろな機関と連携して活動することが期待されていますし、高齢者(介護)分野だけでなく、子どもや障がいを持った方への支援などいろいろな分野で幅広いソーシャルワークの技術や活動が求められています。

◇医療ソーシャルワーカーになるためには

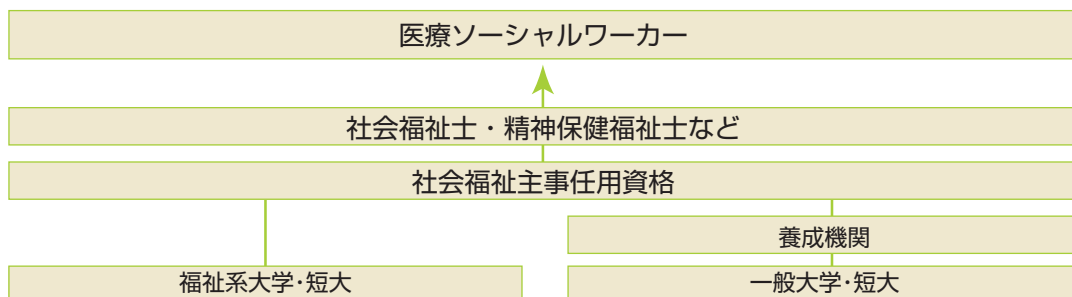
医療ソーシャルワーカー(MSW)という資格はありませんが、多くのMSWはソーシャルワーカーとしての基礎資格として「社会福祉士」を取得しています。病院での退院支援業務や回復期リハビリテーション病棟の診療報酬上の基準について「社会福祉士」の配置が位置づけられたため、「社会福祉士」を採用の要件とする機関が増えていきます。また、超高齢化が進み退院支援が必要な患者さんが増えていることから、それに対応するために採用数が増加しています。以前は新卒採用が中心でしたが、社会福祉、介護施設での経験者や高齢者の募集も出ています。でもありますので常に情報収集されると良いと思います。

◇問い合わせ先

公益社団法人 日本医療ソーシャルワーカー協会
〒162-0065 東京都新宿区住吉町 8-20
四谷ヂンゴビル 2F
TEL 03-5366-1057

一般社団法人静岡県医療ソーシャルワーカー協会
〒420-8623 静岡市葵区北番町 23 番地
静岡厚生病院内
TEL 054-271-7177

◇一般的な資格取得コース



社会福祉主事任用資格

◇社会福祉主事任用資格とは

わが国の社会福祉の近代化は終戦間もない昭和25年がスタートといわれています。この年、生活保護法に代表される福祉三法が成立し、併せて福祉の仕事に従事する公務員に対し社会福祉主事任用資格が制定されました。

この資格の制定の背景には、社会福祉が国民生活に直結した重要テーマであると同時に、福祉の分野に携わる公務員の専門性を保障するという社会的要請が挙げられます。

こうした精神に基づいて、社会福祉主事任用資格は当初、都道府県に設置された福祉事務所の職員の配属や採用の基準として用いられてきました。

しかしその後、福祉事務所などに勤務する公務員(ケースワーカー)だけの資格ではなく、高齢者福祉施設や障害者福祉施設などの社会福祉施設や社会福祉協議会などの職員採用の基準にも準用されるようになり、広く位置づけられています。

◇社会福祉主事が活躍する場

福祉事務所や児童相談所など行政機関のケースワーカー、社会福祉施設の指導員・相談員、社会福祉協議会の福祉活動専門員などです。

◇社会福祉主事任用資格をとるには

社会福祉主事任用資格は、①大学や短期大学で社会福祉関係の指定科目を3科目以上履修し卒業するか、②社会福祉主事の養成校(都道府県知事指定の専門学校)を卒業すれば、取得できます。

社会福祉士の受験資格が取得できる福祉系の大学、短期大学でも、条件が重なるため社会福祉主事任用資格が取得できることになります。

任用資格取得証明は決まった書類がなく、任命権者(地方自治体)や求人事業者の求める書類を提出します。大学等の発行する履修証明書等で資格を確認することになります。

◇指定科目

社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学及び家政学のうち3科目以上

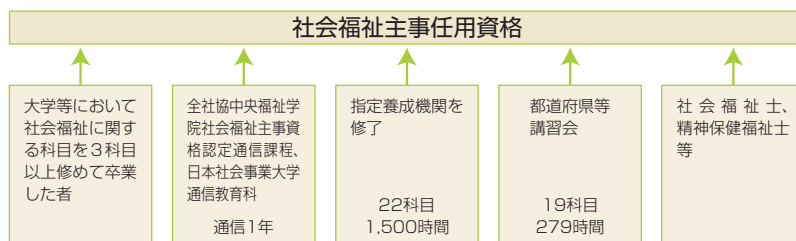
県内養成施設(社会福祉主事任用資格)

名 称	所在地	電 話	コ ー ス	定員
静岡福祉医療専門学校	静岡市駿河区	054-280-0173	総合福祉学科3年	32名(卒業時に取得)

※通信教育を利用して、資格を取得することができます。(1年間の通信課程)

福祉系大学等を卒業していない民間社会福祉施設職員や、社会福祉協議会と福祉団体職員の方を対象とした全国社会福祉協議会中央福祉学院(口フォス湘南)社会福祉主事資格認定通信課程(TEL 046-858-1355)、学校法人日本社会事業大学通信教育科社会福祉主事養成課程(TEL 042-496-3207)があります。ただし、社会福祉事業に従事している職員が対象となります。

◇一般的な資格取得コース



児童指導員任用資格

◇児童指導員任用資格とは

家庭の事情や障がいなどのため、児童福祉施設での生活を送っている0～18歳までの児童を親など保護者に代わり、健全に成長するように指導します。

施設の種類や規模、児童指導員の配置人数、子どもたちの年齢などによって仕事内容は多少異なりますが、一般的には子どもたちに、洗面、食事、衣服の着脱、排せつなど生活習慣を身につけさせるための援助やスポーツなどのグループ活動を通して社会のルールやマナーを学ばせるための指導を行っています。

また、これらを実行するための指導・育成計画の企画立案や施設内の調整・保護者、学校、児童相談所との連絡業務なども大事な仕事のひとつです。実際の仕事を行うなかでは、保育士との役割が明確には分けられないため、保育士と協力して子どもたちの指導にあたることが少なくありません。

なお、知的障がい児や肢体不自由児が入所している児童福祉施設では、それぞれの施設の性格に応じた専門的知識・技術が求められます。

◇児童指導員が活躍する場

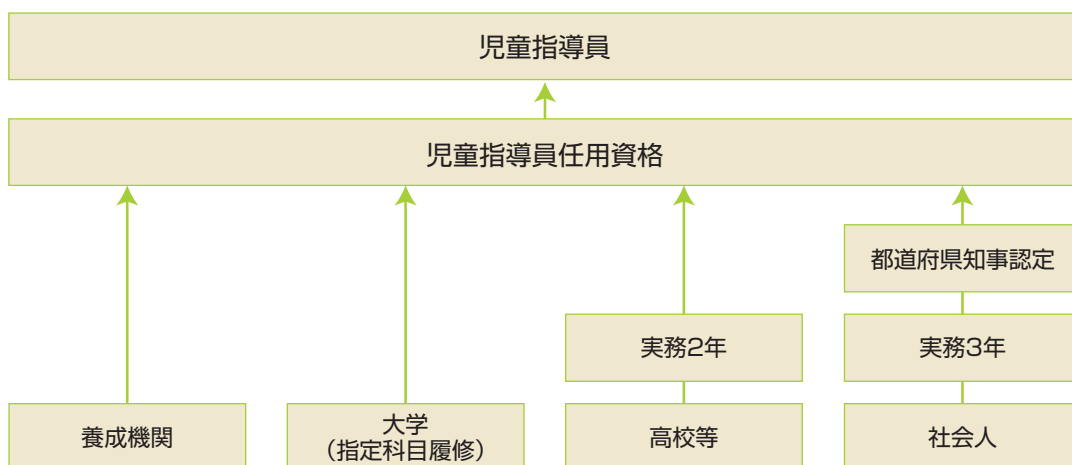
児童養護施設や障がい児の施設(入所・通所)、母子生活支援施設などが主な職場です。

その他、福祉事務所や学校関係におけるケースワーカーとしての採用などがあります。

◇児童指導員任用資格をとるには

- ① 都道府県知事指定の児童指導員養成校を卒業した者
- ② 大学(短期大学を除く)において社会福祉学、心理学、教育学又は社会学等を修めて卒業した者
- ③ 高校等卒業し、2年以上児童福祉事業に従事した者(現職者を対象とするもので、これから就職する人にはほとんど適用されません)
- ④ 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校又は、中等教育学校、高等学校のいずれかの教諭の免許状を取得した者(都道府県知事認定)
- ⑤ 3年以上児童福祉事業に従事した者(都道府県知事認定)

◇一般的な資格取得コース



手話通訳士

◇手話通訳士の資格とは

手話通訳士は、手話の技術によって健聴者（耳が聞こえる人）と聴覚障がい者のコミュニケーションを援助する手話通訳者の公的な資格（厚生労働大臣公認）で、手話通訳の専門的な知識と技術を社会的に保障するために制度化されたものです。

手話通訳士は業務独占資格ではないため、手話通訳士の資格がなくとも、公益社団法人静岡県聴覚障害者協会が行う手話通訳者登録試験に合格すれば、県内で手話通訳者として活動することが出来ます。

令和6年6月1日現在、県内には272名（手話通訳士73名を含む）の手話通訳者がいます。

手話通訳士（者）は聴覚障がい者の生活や人権を守り、社会への完全な参加を可能にするという役割が求められています。

◇手話通訳士（者）が活躍する場

手話通訳士（者）が活躍する場は、行政機関や企業、病院、聴覚・言語障害者施設などがあります。コミュニケーションに係る仕事ですので活躍先は広域になります。病院や銀行、役所、学校など、聴覚障がい者に同行し通訳を行ったり、会議や講演会、大会などでの通訳、また手話の講習会や教室の講師を務めるのも仕事のひとつです。

◇手話通訳士になるためには

●手話や聴覚障がいについて学ぶには

市町村などで開催している「手話奉仕員養成講座」の受講や地域の「手話サークル」で手話や聴覚障がい者の生活などを学ぶことができます。

手話通訳士（者）として活動する場合、地域の聴覚障がい者と信頼関係を築くことが重要となります。そのような関係を築くためにも、聴覚障がい者が参加する「手話サークル」で活動することは大切です。

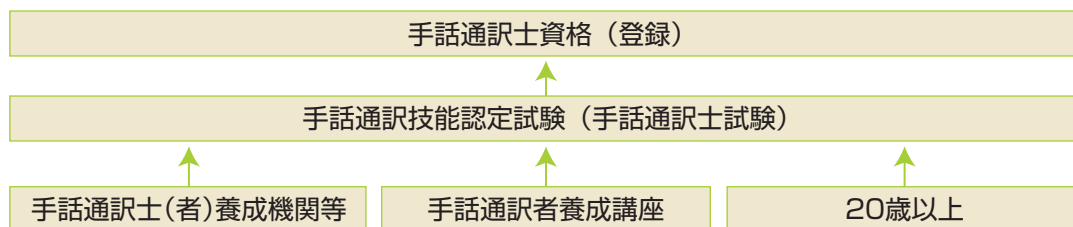
●手話通訳者になるには

まず、県が開催する「手話通訳者養成講座」を受講し基本的な技術と知識を身につけます。講座を修了すると、公益社団法人静岡県聴覚障害者協会が行う「手話通訳者登録試験」の受験資格が得られ、合格すると手話通訳者として活動することができます。

●手話通訳士になるには

社会福祉法人聴力障害者情報文化センターが実施する「手話通訳士試験」（厚生労働大臣公認）に合格することが必要です。受験資格は20歳以上です。

◇一般的な資格取得コース



全国の主な養成施設

名 称	所在地	電 話
国立障害者リハビリテーションセンター学院	埼 玉 県	04-2995-3100
国立大学法人 群馬大学	群 馬 県	027-220-7157

◇問い合わせ先

社会福祉法人
聴力障害者情報文化センター
公益支援部門
〒153-0053
東京都目黒区五本木1丁目8番3号
TEL 03-6833-5003

働く人の法律基礎知識

1 労働条件の明示

労働基準法第15条第1項には、「使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。」と規定されています。以下の(1)～(5)は、使用者が労働契約の際に原則として書面(メールやSNSでも可。但し、出力して書面作成できるもの)で明示しなければならない事項です。また、(6)～(13)も定めがある場合には、明示しなければならない事項(ただし、口頭でも可)となっています。

- (1) 労働契約の期間に関する事項
 - ・ 契約更新の有無
 - ・ 更新の判断基準
 - ・ 更新上限の有無と内容
 - ・ 無期転換申込機会
 - ・ 無期転換後の労働条件
- (2) 就業の場所及び従事すべき業務に関する事項
就業場所・業務の変更の範囲(将来の配置転換などによって変わりうる就業場所・業務の範囲)
- (3) 始業及び終業の時刻、所定労働時間を超える労働の有無、休憩時間、休日、休暇並びに労働者を二組以上に分けて就業させる場合における就業時点転換に関する事項
- (4) 賃金の決定、計算及び支払いの方法、賃金の締切り及び支払の時期、並びに昇給に関する事項
- (5) 退職に関する事項(解雇の事由を含む。)
- (6) 退職手当の定めが適用される労働者の範囲、退職手当の決定、計算及び支払いの方法並びに退職手当の支払いの時期に関する事項
- (7) 臨時に支払われる賃金(退職手当を除く。)、賞与及びこれらに準ずる賃金並びに最低賃金額に関する事項
- (8) 労働者に負担させるべき食費、作業用品その他に関する事項
- (9) 安全及び衛生に関する事項
- (10) 職業訓練に関する事項
- (11) 災害補償及び業務外の傷病扶助に関する事項
- (12) 表彰及び制裁に関する事項
- (13) 休職に関する事項

※福祉人材センターやハローワークの「求人票」は、労働条件を明示する書類には該当しませんので、「労働条件通知書」やそれに準ずるものを必ず交付してもらいましょう。

※ただし、短時間労働者については、昇給、退職手当、賞与について、書面でも明示が義務づけられています。

※有期労働契約が更新されて、通算契約期間が5年を超える場合、労働者が現在の契約満了日までに申込みをすると期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できます。無期転換後の労働条件は原則として申込時と同一の労働条件です。

2 年次有給休暇

「労働義務のある日」に、労働者の希望により有給で休めるのが有給休暇です。労働基準法第39条第1項では「使用者は、その雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、継続し、又は分割した有給休暇を与えなければならない。」とされています。パートタイマーやアルバイトでも週30時間以上の労働をしている人は同様に適用されます。また、週4日、週30時間未満、年216日以下の勤務の労働者は、労働日数に比例した有給休暇を取得できます。

なお、2019年4月1日から、有給休暇が年10日以上付与される労働者に対して、年次有給休暇5日間の付与が義務づけられたので、確実に取得しましょう。

<年次有給休暇の付与日数>

表1 一般の労働者(週の所定労働日数が5日以上又は週の所定労働時間が30時間以上の労働者)

勤続年数	付与日数
0.5年	10日
1.5年	11日
2.5年	12日
3.5年	14日
4.5年	16日
5.5年	18日
6.5年以上	20日

表2 所定労働時間が、週30時間未満で、かつ、週所定労働日数が4日以下または、年間の所定労働日数が216日以下の労働者(勤者)

週所定労働日数	4日	3日	2日	1日
年間所定労働日数	169～216日	121～168日	73～120日	48～72日
0.5年	7日	5日	3日	1日
1.5年	8日	6日	4日	2日
2.5年	9日	6日	4日	2日
3.5年	10日	8日	5日	2日
4.5年	12日	9日	6日	3日
5.5年	13日	10日	6日	3日
6.5年以上	15日	11日	7日	3日

3 労働保険

(1) 雇用保険

雇用保険は、労働者が失業し、働く意思と能力があるにもかかわらず職業に就くことができない場合に、必要な給付を一定期間行なって、生活の安定とスムーズな再就職を図ることや、育児や介護をしながら、仕事を続けるための給付などを目的としています。1週間の所定労働時間が20時間以上で、31日以上雇用されることが見込まれる場合は、雇用形態に関係なく、被保険者となります。雇用保険による給付には、「基本手当」に代表される求職者給付のほか、「就職促進給付」「教育訓練給付」「雇用継続給付」などがあります。なお、保険料は労使双方で負担します。詳しくは、最寄りの公共職業安定所(ハローワーク)にお尋ねください。

(2) 労働者災害補償保険(労災保険)

労災保険では、「業務上の事由」や「通勤」による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等に対し、必要な給付が行われる制度です。労働者を使用する事業者は強制適用のため、パートやアルバイトのみを雇用する場合でも適用されます。なお、保険料は使用者だけが負担します。詳しくは、最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。

4 社会保険

(1) 健康保険・介護保険

労災保険とは異なり、労働者の業務外の事由による疾病、負傷、死亡、出産、介護に関して、必要な給付が行われる制度です。また、当該労働者により生計を維持される「被扶養者」(年収130万円未満、65歳以上、障がい者は180万円未満)も対象となります。常時5人以上の労働者を使用する個人事業所もしくは法人の事業所が適用事業所となり、原則として同じ事業所の通常の労働者(正規職員)の所定労働時間・日数のおおむね4分の3以上の労働者(51人以上の法人の場合は、週労働時間20時間以上の労働者)は加入の対象となります。給付は、「医療給付」(現物給付)と「現金給付」に大別されます。健康保険料は労使折半で負担し、介護保険料は40歳以上が負担します。詳しくは、最寄りの年金事務所、又は全国健康保険協会各都道府県支部にお尋ねください。

(2) 厚生年金保険

労働者の老齢、障がい、死亡について、必要な給付が行われる制度です。老齢、障がいは労働者本人への給付となりますが、死亡の場合には「遺族」が給付対象となります。適用事業所、適用の範囲は健康保険と同様です。一般的に国民年金は、厚生年金に加入することによって、併せて加入がなされるため、別途の手続きは不要です。年金は、「老齢厚生年金」「障害厚生年金・障害手当金」「遺族厚生年金」などに大別されます。保険料は労使折半で負担します。詳しくは、最寄りの年金事務所にお尋ねください。

関連機関

番号	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	備 考
1	静岡県社会福祉人材センター	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館3F	(054) 271-2110	
2	〃 東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2F	(055) 952-2942	
3	浜 松 市 福 祉 人 材 バ ン ク	432-8035	浜松市中央区成子町140-8 浜松市福祉交流センター1F	(053) 458-9205	
4	下 田 公 共 職 業 安 定 所	415-8509	下田市4-5-26	(0558) 22-0288	下田市・賀茂郡
5	三 島 公 共 職 業 安 定 所	411-0033	三島市文教町1-3-112 三島労働総合庁舎1F	(055) 980-1300	三島市・伊豆市・伊豆の国市・熱海市・田方郡
6	〃 伊東出張所	414-0046	伊東市大原1-5-15	(0557) 37-2605	伊東市
7	沼 津 公 共 職 業 安 定 所	410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎1F	(055) 931-0145	沼津市・裾野市・清水町・長泉町
8	〃 ハローワーク沼津新卒応援コーナー	410-0831	沼津市市場町9-1 沼津合同庁舎3F	(055) 918-3712	
9	〃 御殿場出張所	412-0039	御殿場市電字水道1111	(0550) 82-0540	御殿場市・小山町
10	富 士 公 共 職 業 安 定 所	417-8609	富士市南町1-4	(0545) 51-2151	富士市
11	富 士 宮 公 共 職 業 安 定 所	418-0031	富士宮市神田川町14-3	(0544) 26-3128	富士宮市
12	清 水 公 共 職 業 安 定 所	424-0825	静岡市清水区松原町2-15 清水合同庁舎1F	(054) 351-8609	静岡市清水区
13	静 岡 公 共 職 業 安 定 所	422-8045	静岡市駿河区西島235-1	(054) 238-8609	静岡市葵区・駿河区
14	〃(分室) ハローワークプラザ静岡	420-0853	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1F	(054) 250-8609	
15	〃 静岡新卒応援ハローワーク	420-0853	静岡市葵区追手町5-4 アーバンネット静岡追手町ビル1F	(054) 275-0900	
16	焼 津 公 共 職 業 安 定 所	425-0028	焼津市駅北1-6-22	(054) 628-5155	焼津市・藤枝市
17	島 田 公 共 職 業 安 定 所	427-8509	島田市本通1-4677-4 島田労働総合庁舎1F	(0547) 36-8609	島田市・川根本町
18	〃 榛原出張所	421-0421	牧之原市細江4138-1	(0548) 22-0148	牧之原市・吉田町
19	掛 川 公 共 職 業 安 定 所	436-0077	掛川市駅前4-4 SKしんきんプラザ2F	(0537) 22-4185	掛川市・菊川市・御前崎市
20	磐 田 公 共 職 業 安 定 所	438-0086	磐田市見付3599-6 磐田地方合同庁舎1F	(0538) 32-6181	磐田市・袋井市・周知郡
21	浜 松 公 共 職 業 安 定 所	432-8537	浜松市中央区浅田町50-2	(053) 541-8609	浜松市(中央区)・湖西市
22	〃 ハローワーク浜松アクタタワー庁舎	430-7707	浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクタタワー 7F	(053) 457-5160	浜松市(中央区)・湖西市
23	〃 浜松新卒応援ハローワーク	430-7707	浜松市中央区板屋町111-2 浜松アクタタワー 7F	(053) 540-0008	
24	〃 細江出張所	431-1302	浜松市浜名区細江町広岡312-3	(053) 522-0165	浜松市のうち旧北区
25	〃 浜北出張所	434-0037	浜松市浜名区沼269-1	(053) 584-2233	浜松市のうち旧浜北区・天竜区
26	しずおかジョブステーション東部	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2F	(055) 951-8229	
27	しずおかジョブステーション中部	422-8067	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F	(054) 284-0027	
28	しずおかジョブステーション西部	430-0929	浜松市中央区中央1丁目12-1 静岡県浜松総合庁舎	(053) 454-2523	
29	ひとり親サポートセンター 本所	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	(054) 254-1191	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
30	〃 東部支所	410-0801	沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2F	(055) 951-8255	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
31	〃 中部支所	422-8067	静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F	(054) 284-0008	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
32	〃 西部支所	430-0929	浜松市中央区中央1-12-1 浜松総合庁舎1F	(053) 452-7107	(公社)静岡県母子寡婦福祉連合会
33	静 岡 県 ナ ース セ ン タ ー	422-8067	静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3F	(054) 202-1761	
34	〃 東部支所	410-0055	沼津市高島本町1-3 静岡県東部総合庁舎別館2F	(055) 920-2088	
35	〃 西部支所	430-0929	浜松市中央区中央1-12-1 静岡県浜松総合庁舎10F	(053) 454-4335	
36	静岡県経済産業部就業支援局職業能力開発課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	(054) 221-2821	
37	静岡県経済産業部就業支援局労働雇用政策課	420-8601	静岡市葵区追手町9-6	(054) 221-2817	
38	静岡U・イターン就職サポートセンター	141-0021	東京都品川区上大崎2-25-2 新目黒東急ビル6F	0800-800-6617	首都圏における学生・社会人のU・イターン就職支援
39	静 岡 障 害 者 職 業 セ ン タ ー	420-0851	静岡市葵区黒金町59-6 大同生命静岡ビル7F	(054) 652-3322	
40	公益財団法人介護労働安定センター静岡支部	420-0837	静岡市葵区日出町2-1 田中産商第一生命共同ビル2F	(054) 252-0222	
41	静岡労働局労働基準部監督課	420-8639	静岡市葵区追手町9-50 静岡地方合同庁舎3F	(054) 254-6352	
42	(N) 静岡県ボランティア協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館2F	(054) 255-7357	
43	公益財団法人しずおか健康長寿財団	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	(054) 253-4221	
44	静 岡 県 身 体 障 害 者 福 祉 会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館5F	(054) 252-7829	
45	公益社団法人静岡県シルバー人材センター連合会	420-0851	静岡市葵区黒金町5-1 静岡県勤労者総合会館4F	(054) 254-7240	
46	一般社団法人静岡県社会福祉士会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	(054) 252-9877	
47	一般社団法人静岡県介護福祉士会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館4F	(054) 253-0818	

介護福祉士等の 資格をお持ちの皆さん



介護福祉士

介護職員初任者研修

介護職員実務者研修

入門的研修

旧ホームヘルパー養成研修
1級・2級過程

旧介護職員基礎研修

生活援助従事者研修

届け出るだけで、いつでも介護の仕事について
各種相談・サポートがずっと受けられる

介護の**有資格者届出制度**を ご活用ください。



届出制度の5つのメリット

- 1 ヒアリング**
希望する職務内容・勤務形態を確認し、研修をご案内します。
- 2 マッチング**
希望する介護事業所の開拓や、面接の実施等を個別に調整します。
- 3 基礎研修
(復職前研修)**
外部講師を招き、講義やセミナー等を開催します。
- 4 職場体験
(復職前研修)**
介護施設等における職場体験の受入れ調整を行います。
- 5 フォロー**
復職後のフォローアップや再就職準備金(最大40万円)のご案内を行います。

介護の職場へ戻ることをお考えの方に

再就職準備金のご案内



介護職の「再就職準備金」とは

介護職として一定の知識・経験をもち、一度離職した方が、再び介護の仕事に就くのをサポートするためのもので、介護の仕事に復帰するための費用について貸付を受けることができる制度です。

介護職への復職で

最大
40万円貸与

貸付金は2年間介護職員の
業務に従事することで

返還が
全額免除

詳しくは

静岡県社会福祉
人材センター

までお問い合わせください。

※貸付には条件があります。

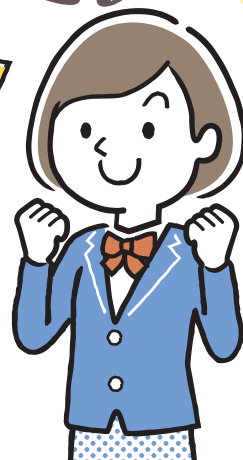
速報

福祉のお仕事 魅力発見セミナー



好評につき
令和7年度も
開催予定です!!

静岡県内の中学生・高校生が福祉の
仕事に興味や関心を持ち、理解を深め、
その**魅力**や**やりがい**を感じていただく
ための無料の出前講座です。



静岡県立藤枝北高等学校



静岡県立富士宮東高等学校(定時制)

令和6年度実施状況
中学校 28校 63回
高校 9校 29回



対象者

静岡県内中学生・高校生

開催時期

令和7年4月～令和8年2月末まで ※随時受付

開催単位

クラス単位、クラス合同、学年単位等、ご要望に応じます。

プログラム(例)

①講師の講義(50分)

社会福祉士や介護福祉士、施設長、福祉人材養成校の
教員などが講師として、セミナーの目的に応じた講義をし
ます。「福祉とは」「福祉の仕事の種類や資格、職業体験
時の注意事項、福祉の仕事の魅力ややりがい、就職や進
路選択への助言」など、分かりやすくお話しします。

②講師の講義(35分)

+福祉の現場で働く先輩の話(15分)

プログラム①の講師の講義に加え、地域の福祉施設で働
いている方が先輩の話として「福祉の現場で働く魅力」な
どをお話しします。

申込
方法

WEBフォームから申し込みをお願いします。

<https://shizuoka-wel.form.kintoneapp.com/public/r7-miryoku-entry-form>

福祉のお仕事魅力発見セミナー

検索



注意事項

①開催希望日が決定している場合、講師日程調整の都合上、できるだけ早期にお申込みください。
(開催希望時期が集中しやすいので、遅くとも1か月前までの申込みをお願いします。)

②申し込み後に、**静岡県社会福祉人材センター**までご連絡ください。
併せて、お申込み内容の確認・ヒヤリングをさせていただきます。

お申込み
問合せ先

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

静岡県社会福祉人材センター

E-mail: f-miryoku@shizuoka-wel.jp / TEL: 054-271-2110

福祉の仕事は人に寄り添い、
素晴らしい笑顔に出会える、
やりがいや魅力あふれる仕事です。

参加費無料!

「ボランティア保険」への
加入費用は福祉人材センター
で負担します!

友達同士の
参加もOK!

福祉の職場 インターンシップ



写真提供:社会福祉法人 静香会



写真提供:社会福祉法人 大東福祉会



写真提供:社会福祉法人 東益津福祉会

体験 内容

- 利用者との交流(話し相手、レクリエーション、趣味活動の補助など)
- 利用者の介護、介助(車いす介助、食事や入浴の介助、散歩など)
- 作業補助(配膳、洗濯物の整理、農作業、清掃など)
- 相談員・看護職・リハビリ職の体験も可能(一定の条件あり。一部受入できない事業所もあります。)

対象

中学生以上ならどなたでもOK!
※中学生・高校生は保護者の方に体験参加の承諾を得てください。

体験 日数

原則3～10日間(午前9時～午後4時)
※日数、時間は応相談

体験 場所

- 県内の特別養護老人ホームや障害者支援施設などの福祉施設
 - ご希望の体験施設を下記ホームページからお選びください。
- 静岡県社会福祉協議会のホームページ
福祉の職場体験(<http://www.shizuoka-wel.jp/job/challenge/>)

「体験受入施設・事業所一覧」は[こちら](#)を参照。

※「体験受入施設・事業所一覧」に記載の無い施設をご希望の場合は、社会福祉人材センターへご相談ください。



福祉の職場体験HP

詳細は
ホームページを
ご覧ください

申込 方法

次のいずれかの方法でお申込ください。

- ①裏面の「福祉の職場体験申込書」に必要事項を記入のうえ、郵送・FAX・またはE-mailにて、社会福祉人材センター宛てにお申込みください。
- ②右側のQRコードを読み取っていただき、申込フォームからお申込みください。



申込フォーム

お申込み
お問合せ

(福)静岡県社会福祉協議会 (福祉人材部人材課)
静岡県社会福祉人材センター
〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70

TEL.054-271-2110
FAX.054-272-8831
E-mail:taiken@shizuoka-wel.jp

利用無料

登録・相談・参加費全て無料

静岡県・静岡市委託事業

保育のお仕事 しませんか？



資格を活かしたい

保育士になりたい

保育園やこども園などで働きたい

❗再就職したいが「ブランク」がある ❗資格はないけれど、保育補助として働きたい！

❗子育てと両立できるか不安… ❗将来的に保育士として再就職したい

❗資格取得に向けて勉強中！ ❗職場のトラブルで悩んでいる…

実績

2018～2022年度の実績

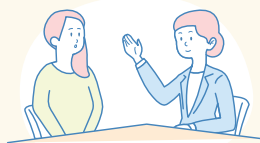
就職者数

570名

あなたの^{しごと}夢をしっかりと応援・サポート！
保育の仕事を希望される方には、お仕事を紹介・あっせんします。

自分に合った
仕事を見つけよう！

パート・正社員・保育補助など
さまざまな求人をご紹介します。



セミナー・相談会に
参加しよう！

ブランクのある保育士さんから学生さん
まで、保育の仕事に興味のある方ならど
なたでも参加できます！



気になる保育所等に
見学や体験に行こう！

見学・体験の調整は保育士・保育所支援セン
ターで行いますので、お気軽にどうぞ。



保育士のための
貸付制度を活用しよう！

新たに勤務される方、再就職される方に、就職に
必要な費用の貸付制度があります。(条件あり)
一定の条件(就労期間、時間等)を満たすと返還
免除となります。

センターへの
登録方法

ホームページ・来所で
登録ができます。

最新情報は
ホームページにて公開中！

しずおか 保育



社会福祉 法人 静岡県社会福祉協議会

静岡駅から徒歩15分

しずおか保育士・保育所支援センター

住所

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
静岡県総合社会福祉会館「シズウエル」3階
静岡県社会福祉人材センター内

開所

月～金曜日 [8:30～17:00]

☎ 054-271-2110

☎ 054-272-8831

✉ hoikujinzai@shizuoka-wel.jp

🌐 <http://www.shizuoka-hoiku.jp>

LINEで気軽に相談！
イベント情報の提供も
しています！



LINE 公式アカウント

令和7年度

スケールメリットを活かした割安な保険料で
充実補償をご提供します！



ホームページでも内容を紹介しています
<https://www.fukushihoken.co.jp>



社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険)

1 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等の各種費用	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
傷害見舞費用			死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円
基本補償(A型)保険料	基本補償(A型)保険料 + 【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所：1,300円 通所：1,390円

- オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ●医務室の医療事故補償
- オプション3 ●看護職の賠償責任補償
- オプション4 ●借用不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償

2 個人情報漏えい対応補償

3 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

- 1 入所型施設利用者の傷害事故補償
- 2 通所型施設利用者の傷害事故補償
- 3 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償



プラン3 職員等の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険)

- 1 職員の労災上乗せ補償
- 2 役員・職員の傷害事故補償
- 3 役員・職員の感染症罹患事故補償
- 4 雇用慣行賠償補償



プラン4 法人役員等の補償

(役員賠償責任保険)

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〈引受幹事 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課 保険会社〉
TEL：03(3349)5137

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03(3581)4667

受付時間：平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除きます。)

受付時間：平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除きます。)

(SJ24-11108より抜粋)

令和7年度

<https://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料（1名あたり） 団体割引20%適用済／過去の損害率による割増適用

プラン		基本プラン	天災・地震補償プラン
保険金の種類			
ケガの補償	死亡保険金	1,040万円	
	後遺障害保険金	1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額	6,500円	
	手術保険金	入院中の手術	65,000円
		外来の手術	32,500円
	通院保険金日額		4,000円
賠償責任の補償	地震・噴火・津波による死傷	×	○
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)	5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険
ホームページ)

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行事用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〈引受幹事
保険会社〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

浜西市福祉人材バンクのご案内

1 福祉人材無料職業紹介事業 (職業相談 職業紹介 就職あっせん等)

福祉の仕事希望される方と、福祉人材を求めている社会福祉事業者などとの橋渡しをします。

2 介護・福祉のしごと 体験研修事業 (介護の職場に興味のある人や学生を対象)

介護・福祉の職場での体験研修を行い、介護・福祉の仕事への興味と意欲を向上させ、介護・福祉人材の確保・定着を図ります。

3 福祉職場相談会 (毎月1回開催 参加事業所数 各回12～16)

福祉職場のこと・仕事内容など、求人事業所担当者と直接相談できます。お気軽にご参加下さい。

4 就職ガイダンス (福祉職場相談会と同時開催)

福祉の入門的な学習の機会を提供し、福祉の仕事に広く理解を求めるために開催します。

5 介護のしごとDVD視聴会 (福祉職場相談会と同時開催)

ビデオにより福祉の入門的な学習の機会を提供し、福祉の仕事に広く理解を求めるため開催します。

6 福祉サービスに関する 広報・啓発事業の推進

福祉情報サービス

- ・福祉職場案内、福祉職種・資格取得方法の案内、福祉研修情報・講座案内など
- ・視聴覚コーナーにて「福祉の仕事案内」「介護技術」などの視聴、福祉関係図書閲覧
- ・その他、職員による個別相談(随時)

7 求人情報の提供

「福祉人材求人情報誌」を毎月初旬に発行、ハローワークなど関係機関に配布・公開しています。
※浜西市福祉人材バンクに求職登録され、希望する方に郵送いたします。

8 「福祉のお仕事」ホームページ をご利用ください

インターネットホームページ「福祉のお仕事」では、最新の求人情報を検索できます。

<求職者用>
<https://www.fukushi-work.jp/job/>
「求人情報の検索」

<求人者用>
<https://www.fukushi-work.jp/kyujin/>
「求人申込」

<福祉人材バンク>
<http://goo.gl/SFLtLB>

就職相談受付時間

8:30～17:00
毎週月曜日～金曜日
(土・日・祝日・年末年始除く)

お問合せ先

TEL 053-458-9205

Email hamajinzai@aroma.ocn.jp



浜西市福祉人材バンク

管轄地域：浜西市・磐田市・湖西市

〒432-8035 浜西市中央区成子町140-8
浜西市福祉交流センター1F

TEL 053-458-9205
FAX 053-453-0716

平日 AM8:30～PM5:00



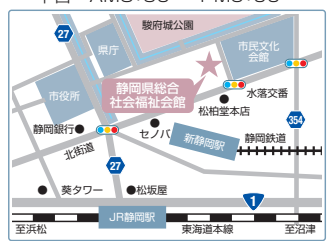
静岡県社会福祉人材センター

管轄地域：袋井市～静岡市

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70
静岡県総合社会福祉会館「シズウェル」3F

TEL 054-271-2110
FAX 054-272-8831

平日 AM8:30～PM5:00



静岡県社会福祉人材センター東部支所

管轄地域：富士市・富士宮市以東

〒410-0801 沼津市大手町1-1-3
沼津産業ビル2F

TEL 055-952-2942
FAX 055-952-2943

平日 AM8:30～12:00 PM1:00～5:00



※土・日・祝日・年末年始はお休みです。

社会福祉法人 静岡県社会福祉協議会

静岡県社会福祉人材センター

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1番70号 静岡県総合社会福祉会館3階
電話：054-271-2110 FAX：054-272-8831

E-mail jinzai@shizuoka-wel.jp

ホームページ <http://www.shizuoka-wel.jp/job>

〈東部支所〉

〒410-0801 沼津市大手町1-1-3 沼津産業ビル2階

電話：055-952-2942 FAX：055-952-2943

E-mail jinzai-tobu@mail.wbs.ne.jp

